

地 震 編

第 1 章 地震編の概要

この計画は、住民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、町、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものである。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編によるほか、一般災害編の計画と内容が同じ計画については、一般災害編の各計画を準用する。

大規模地震対策特別措置法第 6 条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第 4 章「東海地震に関する事前対策計画」をもって充て、首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）第 21 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編は「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を兼ねる。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 5 条第 2 項の規定に基づく、「南海トラフ地震防災対策推進計画」については、本編の記載のほか、第 5 章「南海トラフ地震防災対策推進計画」をもって充てる。

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第 1 町

町は、次の地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を樹立して災害に対処する。

ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととした事務を除くほか、町長は、知事が行う救助を補助する。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるように平時から体制を整備する。

1 地震災害予防対策

- (1) 地震防災に関する組織の整備
- (2) 地震防災知識の普及、教育、過去の災害から得られた教訓の伝承及び広報
- (3) 大規模な地震防災訓練の実施
- (4) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (5) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- (6) 地震防災上必要な調査研究及び被害想定を作成
- (7) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
- (8) 地震防災応急計画の作成指導
- (9) 自主防災組織の育成、指導、その他住民が実施する地震対策の推進
- (10) 大震災火災対策の推進
- (11) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善

2 地震防災応急対策

- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
- (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配

- (5) 避難指示
 - (6) 被災者の救助その他の保護
 - (7) 被災者からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - (10) 防犯、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - (11) 緊急輸送の確保
 - (12) 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
 - (13) 町の施設等の安全措置及び応急復旧
 - (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
 - (15) 県その他関係機関への応援要請
 - (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- 3 災害復旧対策
- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - (2) 激甚災害に関する調査及び指定への協力

第2 県

次の事項を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理すべき防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から体制を整備する。

- 1 地震災害予防対策
- (1) 地震防災に関する組織の整備
 - (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
 - (3) 地震防災知識の普及教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
 - (4) 大規模な地震防災訓練の実施
 - (5) 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
 - (6) 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
 - (7) 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
 - (8) 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による、適切な管理及び耐震対策の強化促進
 - (9) 危険物等災害予防対策の推進
 - (10) 地震防災応急計画の作成指導
 - (11) 自主防災組織の育成、指導、その他県民が実施する地震対策の推進
 - (12) 大震災火災対策の推進
 - (13) 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
- 2 地震防災応急対策
- (1) 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - (2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施
 - (3) 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - (4) 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
 - (5) 避難指示

- (6) 被災者の救助その他の保護
 - (7) 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - (8) 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - (9) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - (10) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
 - (11) 緊急輸送の確保
 - (12) 地震災害を受けた児童・生徒等の応急教育の実施
 - (13) 県の施設等の安全措置及び応急復旧
 - (14) 広域一時滞在に関する協定の締結
 - (15) 他機関への応援要請
 - (16) 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- 3 災害復旧対策
- (1) 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - (2) 激甚災害に関する調査及び指定の促進

第3 指定地方行政機関

- 1 関東財務局（甲府財務事務所）
- (1) 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
 - (2) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ア 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - イ 手形交換の特例措置
 - ウ 休日営業の特例措置
 - エ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - オ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - カ 保険料支払いの迅速化措置
 - (3) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- 2 関東農政局（山梨県拠点）
- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - (2) 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - (4) 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - (5) 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - (6) 主要食料等の在庫状況把握
- 3 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - (2) 民有林直轄治山事業の実施
 - (3) 災害復旧用材（国有林材）の供給
- 4 関東運輸局（山梨運輸支局）

- (1) 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - (2) 緊急輸送に使用し得る連絡体制の確立
- 5 東京管区気象台（甲府地方気象台）
- (1) 東海地震に関連する情報、[南海トラフ地震に関連する情報等](#)の通報
 - (2) 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - (3) 地震情報の発表と伝達
 - (4) 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - (5) 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- 6 関東総合通信局
- (1) [非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営](#)
 - (2) [災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し](#)
 - (3) [非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施](#)
 - (4) [電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供](#)
- 7 山梨労働局（都留労働基準監督署）
- (1) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - (2) 事業場内労働者の二次災害の防止
- 8 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、[緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン）](#)
- [一般災害編の記載事項のほか、震災対策として下記の事項を行う。](#)
- (1) 防災上必要な教育及び訓練
 - (2) 通信施設等の整備
 - (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
 - (4) 官庁施設の災害予防措置
 - (5) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - (6) 水防活動、土砂災害防止活動
 - (7) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - (8) 災害時における復旧資材の確保
 - (9) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - (10) 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - (11) 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画
 - ア 地震防災応急対策に係る措置
 - イ 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ウ 中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - エ 大規模な地震に係る防災訓練
 - オ 地震防災上必要な教育及び広報
 - (12) [南海トラフ地震防災対策推進計画](#)
 - ア [初動体制の立ち上げ](#)
 - イ [避難支援（住民等の安全確保）](#)
 - ウ [被災状況等の把握](#)

- エ 被災者の救命・救助
 - オ 被害の拡大防止・軽減
 - カ 被災した地方公共団体支援
 - キ 被災者・避難者の生活支援
 - ク 施設等の復旧、被災地域の復興
 - ケ 強い揺れへの備え
 - コ 巨大な津波への備え
- (13) 首都直下地震対策計画
- ア 首都中枢機能の継続
 - イ 避難支援（住民等の安全確保）
 - ウ 所管施設・事業者における利用者の安全確保
 - エ 被災状況等の把握
 - オ 被災者の救命・救助
 - カ 被害の拡大防止・軽減
 - キ 被災した地方公共団体支援
 - ク 被災者・避難者の生活支援
 - ケ 施設等の復旧、首都圏の復興
 - コ 強い揺れへの備え
 - サ 巨大な津波への備え
- (14) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

第 4 富士五湖消防本部

- 1 建築物の防火安全措置
- 2 火災予防措置
- 3 大震火災対策及び消防力の強化
- 4 危険物等の規制及び安全措置
- 5 消防計画、地震防災計画の作成指導
- 6 救助、応急措置
- 7 火災の鎮圧その他の災害の軽減措置
- 8 地震に関する教育及び広報
- 9 西桂町消防団との連絡調整

第 5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

災害派遣の準備において「地震災害警戒本部員会議への参加」及び「警戒宣言、地震予知に関する情報の伝達」を実施するほか、一般災害編第 1 章第 1 節第 2 の 6 「自衛隊（[陸上自衛隊第一特科隊](#)）」に同じ。

第 6 指定公共機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）
 - (1) 東海地震予知情報（警戒宣言等）[及び南海トラフ地震に関する情報の伝達](#)
 - (2) 列車運転規制措置
 - (3) 旅客の避難、救護体制の確立

- (4) 列車の運行状況等の広報
 - (5) 発災後に備えた資機材、人員等の配備体制
 - (6) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - (7) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- 2 東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）
- (1) 主要通信の確保
 - (2) 通信疎通状況等の広報
 - (3) 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配
 - (4) 気象警報等の町への伝達
- 3 日本赤十字社（山梨県支部）
- (1) 被災者に対する医療、助産、遺体の処理その他の救助の実施
 - (2) 応援救護班の体制確立とその準備
 - (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - (4) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - (5) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - (6) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - (7) 義援金の募集及び配分
- 4 日本放送協会（甲府放送局）
- (1) 警戒宣言の伝達及び状況報告（部内）
 - (2) 非常組織の整備
 - (3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
 - (4) 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道
- 5 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
- 管轄する高速道路等について、次の事項を行う。
- (1) 東海地震等に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報の伝達
 - (2) 利用者への広報
 - (3) 災害時における復旧資機材と人員の配備
 - (4) 緊急輸送を確保するための措置
- 6 日本通運株式会社（山梨支店）
- (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
 - (3) 知事及び各機関からの車両借上要請に対処し得る体制の確立
- 7 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
- (1) 電力供給施設の災害予防措置
 - (2) 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
 - (3) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- 8 日本郵便株式会社
- (1) 地方公共団体又は日本郵便株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供

- (2) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- (3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (4) 被災者が差し出す郵便物及び被災地充て救助用郵便物の料金免除
- (5) 郵便局窓口業務の維持
- (6) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
- (7) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- (8) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

第7 指定地方公共機関

- 1 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - (1) 地域住民に対する各種情報等の報道
 - (2) 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - (3) 日本放送協会に準ずる措置
- 2 輸送機関（富士急山梨バス株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - (1) 安全輸送の確保
 - (2) 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - (3) 各機関からの車両借上要請に可及的速やかに即応し得る体制の整備
- 3 ガス供給機関（一般社団法人日本コミュニティガス協会関東支部山梨県部会、一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - (1) ガス供給施設の保安整備
 - (2) 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - (3) 被災地に対するガス供給体制の確立
- 4 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会、都留医師会）
 - (1) 被災者に対する救護活動の実施
 - (2) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- 5 山梨県道路公社
 - (1) 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - (2) 有料道路の利用者への広報
 - (3) 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
 - (4) 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

第8 大月警察署

- 1 災害広報並びに避難指示及び誘導
- 2 被災者の救出、救護
- 3 行方不明者の搜索
- 4 遺体の検視
- 5 交通規制及び交通秩序の確保
- 6 緊急通行（輸送）車両の確認及び証明書の交付
- 7 治安の維持、犯罪の予防、その他社会秩序の維持

第9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- 1 農林業関係団体（クレイン農業協同組合、美富士農業協同組合、北都留森林組合、南都留森林組合、富士北麓森林組合）
 - (1) 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - (2) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - (3) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - (4) 農林業生産資材等の確保、斡旋
- 2 商工会等中小企業関係団体
 - (1) 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - (2) 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - (3) 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- 3 病院等医療施設の管理者
 - (1) 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - (2) 災害時における病人等の収容、保護体制の準備
 - (3) 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- 4 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - (1) 児童・生徒等に対する地震予知に関する情報及び南海トラフ地震に関連する情報等の伝達
 - (2) 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - (3) 施設設備の整備点検並びに消防水利の確保
 - (4) 災害時における収容者の保護受入の準備
 - (5) 火気使用及び実験学習の中止
 - (6) 応急医薬品の整備
- 5 公共施設等の施設管理者
 - (1) 避難訓練の実施
 - (2) 災害時における応急対策
- 6 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - (1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - (2) 民間賃貸住宅の情報の提供
 - (3) 民間賃貸住宅の円滑な提供

第10 その他の公共的団体

- 1 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、西桂町社会福祉協議会）
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- 2 山梨県ボランティア協会
 - (1) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - (2) ボランティアの登録・受付等とその受入体制の確保
- 3 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）

災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること。

4 住民

食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。

第 2 節 西桂町で想定される東海地震被害

当町で想定される被害については、資料編に掲載する。

資料編	● 11 西桂町で想定される東海地震被害
-----	----------------------

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり推進計画【建設水道課】

町は、関係機関と協力して、道路、公園などの骨格的な都市基盤としての公共施設を整備するとともに、良好な町土の形成を図るなど総合的な施策を展開し、地震に強いまちづくりを推進する。

第1 事業計画

町は、地域の特性に考慮し、地震に強いまちづくりに努める。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、平成7年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

1 地震対策緊急整備事業

大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財持法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。

山梨県では、地震に強い県土づくりのため、昭和55年度から30箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財持法の延長を踏まえ、次のとおり整備を図る。

地震対策緊急整備事業

事業名		実施主体	30箇年 (S55～H21) 整備計画	35箇年 (S55～H26) 整備計画	40箇年 (S55～R1) 整備計画
避難地		県	1箇所 35.2ha	7箇所 280.8ha	7箇所 280.8ha
避難路	街路	県・町	9箇所 4.0km	13箇所 5.5km	13箇所 5.5km
消防用施設		市町村	5,381施設	5,139施設	5,212施設
緊急輸送道路	改築	県・市町村	19路線 51箇所	20路線 58箇所	20路線 58箇所
	橋梁	県	18路線 35箇所	19路線 88箇所	39路線 195箇所
	災害防除	県	11路線 189箇所	14路線 213箇所	15路線 243箇所
社会福祉施設	木造改築	県・市町村・法人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人	41箇所 定員3,325人
	非木造改築	法人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人	2箇所 定員220人
	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人	25箇所 定員2,395人
公立小中学校	木造改築	市町村	122校	122校	122校
	非木造改築	市町村	52校	54校	58校
	非木造補強	市町村	107校	101校	100校
砂防設備		県	108箇所	154箇所	185箇所

事業名		実施主体	30箇年（S55～H21） 整備計画	35箇年（S55～H26） 整備計画	40箇年（S55～R1） 整備計画
保安施設	予防治山	県	260箇所	340箇所	380箇所
	復旧治山	県	530箇所	658箇所	843箇所
地すべり防止施設	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	41箇所	45箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	25箇所	27箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	176箇所	184箇所
ため池		県・市町村	35箇所	42箇所	42箇所

2 地震防災緊急事業五箇年計画

中央防災会議が指摘した南関東直下型地震、糸魚川・静岡構造線をはじめとした、活断層に起因した地震が発生した場合、山梨県は全域にわたって著しい被害の発生が懸念されていることから、地震防災上緊急に整備すべき施設に関し、地震防災緊急事業5箇年計画により計画的に整備を進める。

事業名		実施主体	5箇年（H28～R2）整備計画
避難路	農道整備	山梨県	3.8km
消防用施設		市町村・組合	116箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、 交通管制施設		市町村・法人	2施設
医療機関		市町村・組合	1施設
公的建築物		山梨県	5箇所
保安施設		市町村	2箇所
水・自家発電設備等		市町村	2箇所
備蓄倉庫		市町村	4箇所

3 防災対策事業

これまでに発生した大規模地震災害の教訓を踏まえ、緊急の課題となっている防災基盤等の整備の円滑な推進を図るため、地方単独事業による「災害に強い安全なまちづくり」を強力に進めるため、公共施設等の耐震化や重点的に実施されるべき防災基盤の整備のため、防災対策事業による整備を進める。

第2 道路施設等の対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」では、東海地震発生時には国道139号等において、まれに被害が発生する可能性はあるものの、緊急輸送には大きな影響はないとされている。しかし、当該調査・想定は、第1次、第2次緊急輸送道路指定路線及びその延長路線を対象としているため、町道については対象外となっている。町道の中には、狭隘で、急カーブの路線もあるため、想定外の被害発生も危惧される。

道路、橋梁の耐震性の強化などの対策は、これまでも計画的に講じてきたが、今後、さらに道路施設等の安全強化を推進する。

1 道路の整備

地震発生時における道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所調査を実施し、対策を講ずべき箇所を明確にするとともに、速やかに工事等を実施する。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に実施の推進を要請する。

2 橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のために、管理橋梁について、国土交通省通達「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図る。

また、今後、新設する橋梁については、兵庫県南部地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備を行う。

第3 土砂災害警戒区域対策

県が公表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」によると、町内には危険性の高いとされる危険度ランクAの急傾斜地崩壊危険箇所が1か所、地すべり危険箇所は存在しない。また、東海地震の発生に伴う斜面崩壊によって全壊1棟、半壊3棟、また死者1人、負傷者2人発生すると想定されている。

町は、地震を誘因とした崖崩れ等に備えるため、県が実施する土砂災害警戒区域の実態調査結果等に基づくハザードマップにより実態の把握に努めるとともに、県調査箇所以外についても危険箇所の把握に努め、把握した危険箇所については、県等の関係機関と連携して次の土砂災害防止対策を推進し、被害の発生防止に努める。

1 土石流危険渓流の災害防止

町内には土石流危険渓流が13 渓流あるが、危険が予想される渓流に対し、堰堤、渓流保全工等一連の砂防事業を積極的に推進するよう県に働きかけ、地域の安全と避難路及び緊急輸送道路の確保を図る。

資料編	● 6-5 土石流危険渓流一覧
-----	-----------------

2 急傾斜地崩壊危険区域の災害防止

町内には、急傾斜地崩壊危険箇所が8か所、また、急傾斜地崩壊危険区域は3か所ある。

今後、未指定の急傾斜地崩壊危険箇所については、関係住民の理解と協力を得ながら、県に対して指定の促進を図り、急傾斜地崩壊危険区域における災害発生の防止を推進する。

指定区域については、地域住民に周知徹底を図るとともに、県に対する災害発生防止事業の推進の要請や県が実施する各種保全活動に協力するなど、崖地の安全対策の推進を図る。

資料編	● 6-4 急傾斜地危険区域一覧
-----	------------------

3 地すべり防止区域の災害防止

町内には、地すべり危険箇所は存在しない。

4 土砂災害警戒区域における警戒・避難対策

町は、大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時の災害予防対策として、土砂災害警戒区域については、県の指導等を得ながら次の事項を考慮した警戒・避難対策計画を策定する。

(1) 事前避難対象地区の指定

東海地震の警戒宣言発令時に、事前に避難が必要となる土砂災害危険区域等をあらかじめ事前避難対象地区として指定する。

(2) 避難所の指定

ア 事前避難対象地区を指定するときは、当該事前避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避

難者」という。)を収容する避難所を併せて指定する。

イ 避難所の指定に当たっては、次の事項に留意して安全適切な場所とする。

(ア) 地域の実状を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。

なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。

(イ) 事前避難対象地区との経路が比較的近距离でかつ安全なこと。

(ウ) 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

(3) 避難路の設定

ア 避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、事前避難対象地区と避難所とを結ぶ避難経路を設定する。

イ 避難経路の設定に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 避難路について、崖崩れ等の危険が予想されないこと。

(イ) 崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。

(ウ) その他、避難の障害となる事由の存しないこと。

5 地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底する。また、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、円滑な警戒避難態勢を確保するうえで必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第4 公共・公益施設等の液状化対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置に当たって、当該地盤の特性を考慮して地盤改良、基礎杭の打設等により、被害を防止する対策を適切に実施する。

なお、町は、県が作成・公表する液状化の危険度を示すマップの内容を踏まえて、住民に情報の提供を行う。

第5 まちづくり対策

1 住宅地の整備

狭隘で緊急車両が通行できない道路については、拡幅等の道路整備を計画的に実施して、健全な住宅地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

2 公園の整備

公園や緑地は、災害時における延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として防災上重要な役割を持っている。

今後も小規模の公園も含めて公園の新設、既設公園の拡充、再整備を積極的に推進するとともに、緑地空間の確保及び保全を図る。

第2節 大震火災対策推進計画【総務課】

地震発生時には、火源や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生し、時間、季節、風向によっては、延焼が拡大する危険性もある。

町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備を図る。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第2章第6節「消防予防計画」の定めるところによる。

第1 出火予防対策の推進

1 家庭に対する指導

町は、防災のしおり等を配布し、また自主防災組織等を通して家庭に対して消火器具・消火用水、住宅用火災警報器及び防火思想の普及徹底を図る。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図る。

家庭への周知事項

- ① 地震防災に関する知識の習得
- ② 家庭における防火防災計画の策定及び住宅用火災警報器の設置の推進
- ③ 耐震自動消火装置付き石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメータ並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進

2 防火対象物の防火体制の推進

(1) 不特定多数の者が利用する防火対象物については、火災が発生したとき、危険が大きい。

このため、町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選定させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、当該対象物における防火体制の推進を図る。

(2) 防火管理者は、消防計画に基づく消火、避難等訓練の実施、消防設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行う。

(3) 防火対象物について、消防法の規定に基づく消防用設備等の設置に対する指導の徹底を図る。

3 予防査察の強化指導

町は消防機関と協力し、消防法に規定する予防査察を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災発生排除に努め、予防対策の万全な指導を行うものとする。

4 危険物等の保安確保の指導

町は消防機関と協力し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について、必要の都度消防法の規定により立入り検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

なお、町は、富士五湖広域行政事務組合火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び

取扱いについても所有者に対し同様の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

5 防火防災思想、知識の普及強化

町は、防災関係機関、関係団体等の協力を得て、各種防災訓練や防災週間をはじめ、各地で開催される消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第2 延焼予防対策の推進

1 初期消火体制の確立

(1) 町は、地震直後には、交通障害等により消防自動車の活動が制限されることが予想されるため、地震直後の初期消火に対応できるよう、自主防災組織に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備する。

また、防災訓練等を通じて、消防本部、消防団及び自主防災組織の有機的な連携による初期消火体制の確立を図る。

(2) 町は、住宅密集地等における耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、既設の防火水槽についても耐震化されていないものについては耐震化を図り、地震発生時の水利の確保を図る。

(3) 町は、耐震性貯水槽の適正配置を積極的に推進するとともに、河川、池等の自然水をはじめ、プール、井戸等も消防水利として利用できるよう、年次計画に基づき施設整備を進める。

また、消防水利の位置が地域住民等に明確化できるよう、消防水利の表示等を行う。

2 消防力の充実整備

(1) 消防力の充実整備

町は、警戒宣言発令時、又は地震発生時に速やかに部隊を編成し、消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の充実整備を図る。

また、同時多発火災、交通障害、水利の破損等の特徴を持つ地震災害に対応して、施設整備事業（起債事業）等により、計画的に消防施設等の整備を推進する。

資料編	● 4－1 消防力の現況
-----	--------------

(2) 消防応援体制の確立

町は、資料編に掲載のとおり消防相互応援協定を締結している。

大規模地震発生時に同時に多発する火災等に対処するため、平素から協定締結市町村等との合同防災訓練等を実施し、応援体制の強化、確立を図る。

資料編	● 8－1 協定締結一覧表
-----	---------------

第3節 生活関連施設の安全対策推進計画【建設水道課】

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、代替性の確保を進めるものとする。

第1 水道施設安全対策の推進

水道事業者（町建設水道課）は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

1 水道水の確保

- (1) 取水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努める。
- (2) 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努める。

2 送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設に当たっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は計画的に布設替えを推進し、送・配水管の耐震性の強化に努める。

3 電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（自家用発電機を含む。）の整備に努める。

4 応急給水用機材の備蓄

災害時に、迅速な応急給水活動ができるよう、水の備蓄の他、給水タンク等の整備に努める。

第2 下水道施設安全対策の推進

水道事業者（町建設水道課）は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するため、次の対策を実施する。

1 耐震性の確保等

幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設安全対策の推進

東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施するものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図る。

2 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4 ガス小売事業（旧簡易ガス）安全対策の推進

ガス小売事業（旧簡易ガス）は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施する。
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感電器との連動化を図る。
- (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等転倒防止措置の強化を促進する。

2 災害発生時の留意事項の広報の徹底

ガス小売事業（旧簡易ガス）の場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努める。

3 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施する。

第5 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- (2) 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- (3) 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- (4) 保安要員の確保

2 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- (1) 緊急時の社内及び関係団体との連絡体制の整備
- (2) 応急用資機材、工具類の整備

3 消費先の安全確保

- (1) 容器転倒防止措置の強化
- (2) 地震防災機器の設置促進と消費者啓蒙の強化
- (3) 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- (4) 消費者との通報連絡体制を整える。

第6 通信施設安全対策の推進

NTT東日本（山梨支店）は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 電気通信施設の耐震化
- (2) 主要伝送路の多ルート・分散化

2 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等の通信の途絶を防止する。

- (1) 災害時優先電話の確保
- (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

3 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能の麻痺状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努める。

4 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧資機材等を配備する。

- (1) 車載型衛星通信地球局
- (2) 非常用移動電話局装置
- (3) 移動電源車及び可搬型電源装置
- (4) 応急復旧ケーブル
- (5) 特殊車両

5 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立
- (3) 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

第7 鉄道施設安全対策の推進

富士急行株式会社は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全確保

- (1) 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検を実施する。

ア 橋梁の維持、補修

イ のり面、土留の維持及び改良強化

ウ トンネルの維持、補修及び改良強化

エ 建設設備の維持、補修

オ 通信設備の維持

- (2) 地震計の設置

地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

- (3) 耐震列車防護装置等の整備

一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備する。

2 防災資機材の整備

- (1) クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図る。
- (2) 重機械類、その他必要な資機材の確保を図る。

3 要員の確保

- (1) 緊急連絡体制の整備
- (2) 交通途絶時等の出動体制の確立

第4節 災害時被害軽減対策推進計画【建設水道課】

大規模な地震が発生した場合には、建築物・建造物等の倒壊・転倒・落下等により、甚大な被害の発生が予想される。このため、「西桂町耐震改修促進計画（平成20年度から平成27年度）」に基づく建築物の耐震性の確保対策をはじめとする施設の安全対策等を推進し、被害の発生防止、軽減を図る。

第1 公共施設災害予防対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 老朽度の著しい建物については、町の整備計画に併せて改築の促進を図る。なお、改築に当たっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図る。
- (2) 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は、補修又は補強し、災害の防止に努める。

2 町有施設の耐震診断・耐震補強

町は、「西桂町耐震改修促進計画」に基づき、現行の建築基準法（昭和56年施行）以前に建築された町有建物のうち、災害応急活動の拠点となる庁舎、避難所となる学校施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施する。

なお、小中学校の校舎や体育館、これ以外の耐震改修の必要が認められる建物や構造物等については、緊急度や建替計画などを考慮する中で、順次、耐震補強及び非構造部材の落下防止対策の推進を図る。

3 建替時等の留意事項

改修や建替、あるいは新築の際には、耐震化を図るのはもちろんのこと、スロープ化等による段差解消や手すり・障がい者用トイレ・点字ブロック等の設置など、高齢者や障がい者に配慮したものとする。

4 建物以外の施設の補強及び整備

- (1) 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施する。
- (2) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。

第2 一般建築物災害予防対策

町は、地震による建築物の破壊等の被害を軽減するために以下の対策を講ずる。

1 既存木造一般住宅の耐震診断の促進

町は、広報紙等を通じて当該事業の周知を図り、既存木造一般住宅の耐震診断の実施を促進し、震災に強いまちづくりを推進する。

2 無料耐震診断及び耐震改修補助の実施

町は、昭和56年5月31日以前に建設された木造2階建て以下の個人住宅に対して、無料の耐震診断を実施するとともに、当該耐震診断の結果に基づいて行う耐震改修工事に対して補助を行っている。

当該事業について、広報紙等により住民に周知、活用を図り、地震に強いまちづくりに努める。

3 簡易耐震診断の実施促進

町は、広報紙等により県ホームページに掲載されている「わが家の耐震診断（簡易法）」の周知を図り、住民自らによる自宅自己診断の実施を推進する。

4 地震相談窓口の利用

町は、必要により、総務課に「地震相談窓口」を開設し、住民の地震に関する相談に応じる。

なお、県は、建築指導課、各建設事務所及び建築士会に「地震相談窓口」を開設し、県民の相談に応じているので、町は、広報紙等により県の当該サービスの周知を図る。

第3 ブロック塀・石塀等対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震では、建物の損壊と電気、ガス、水道等ライフラインの障害等大きな被害を生じたが、特に多くのブロック塀・石塀が倒壊し、新たな災害要因としてその危険性が注目された。しかしながら、建築基準法に基づき施工されたものは被害を受けていなかったことから、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。

また、特に通学路沿い及び避難所等の周辺のブロック塀等については、その安全性の確保を啓発するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改善や生け垣化等の措置を啓発、推奨する。

第4 落下・倒壊危険物対策

道路上及び周辺の建築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送道路を確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行うものとする。

また、町は、県と連携して下記物件等の設置者等に対し、同様の措置を実施するよう指導・啓発する。

物 件 等	対 策 実 施 者	措 置 等
横断歩道橋	管 理 者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所 有 者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設に当たっては安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所 有 者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

第5 危険物施設等災害予防対策

震災時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進する。

1 町の措置

町は、各種法令及び技術基準等に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して、防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導する。

- (1) 施設の耐震化の促進
- (2) 緊急措置作成に対する指導
- (3) 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- (4) 地震防災教育、訓練の充実

2 事業者の措置

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施するものとする。

- (1) 自衛消防組織の充実強化
- (2) 防災資機材の整備充実

第6 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町等は、その制度の普及促進に努める。

第5節 広域応援体制整備計画【総務課】

大規模地震発生時に、迅速な応援要請により適切な応急対策が実施できるよう、応援体制の整備を行う。

第1 応援協定締結状況

資料編に掲げるとおり、当町においては、自治体・事業者等と災害時における応援協定を締結している。

- 1 当町と各都市間と締結している協定は、資料編に掲げるとおりであり、援助の種類は主として以下のとおりである。
 - (1) 食料、飲料水、生活必需品の提供
 - (2) 食料、飲料水、生活必需品の供給に必要な資機材の提供
 - (3) 被災者の救助・救出に必要な車両、資機材、物資等の提供
 - (4) 被災者を一時収容するための施設の提供

第2 協定の充実等

- 1 協定内容の見直し
町は、協定締結市町村等と締結している相互応援協定内容を適宜見直し、内容の充実、具体化に努める。
また、町は、今後食料品、日用品の流通備蓄を目的に協定締結を推進する。
- 2 防災訓練等の実施
町は、平常時から協定締結市町村等との間で、防災訓練、情報交換等を実施し、災害時における協力・連携体制の強化を図る。
- 3 協定締結の推進
町は、近隣市町村と応急活動及び復旧活動に関する相互応援協定の締結促進に努めるとともに、大規模地震発生時には近隣市町村も同時に被災するおそれが高いため、同時に被災する可能性の少ない県内外の市町村との相互応援協定の締結について、近隣自治体と連携を図りながら検討を進める。

第3 応援要請等の整備

- 1 応援要請手続等の周知
町は、災害時において、協定締結市町村等への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ関係職員に要請手続、要請内容等の周知を図っておくものとする。

2 受入体制の整備

町は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、総務課は平素から管内地図や消防水利位置図等を準備しておくとともに、応援部隊との連絡責任者を定めておくなど、受入体制の整備を図る。また、受入窓口・指揮連絡系統の明確化等についてのマニュアル整備を行うとともに、職員に必要な研修、訓練を実施することで、周知徹底を図る。

3 被災市区町村応援職員確保システムの活用

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の町職員が被災し災害対応に当たれない等の理由で、当町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省通知）により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、当町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、当町の災害応急対策業務（指定避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務）を行う。

4 その他

町は、応援要請方法等の具体的な対策は、一般災害編第3章第3節「応援要請計画」の定めるところによる。

第6節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進計画【総務課】

地震防災応急対策及び災害応急対策の円滑な実施のため、防災に携わる職員の資質を高め、防災関係機関の職員に対する防災教育の徹底を図る。

特に町職員については、先進自治体等の研究、調査を実施するなど、防災知識の向上を図る。

また、自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは町の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、町や県は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。

第1 防災知識の普及

1 町職員に対する教育

町は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期すため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行う。また、職員が積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施できるよう、「職員初動マニュアル」等を作成・配布し、災害発生時に必要な知識や心構えなどの普及啓発を図る。

なお、県は必要に応じて研修会等への支援を行うものとしていることから、これらの研修については、必要に応じて県へ支援を要請しながら行うものとする。

町職員への教育内容

- ① 地震に対する基礎知識
- ② 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の性格とこれに基づく措置及び情報伝達体制
- ③ 町及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的に取るべき行動に関する知識（職員の動員体制、任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

※ ④については、年度当初に職員に周知徹底する。

2 住民に対する防災知識の普及・教育

町は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に、住民が出火防止、近隣の人々との協力による救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等、的確な判断に基づいた行動がとれるように、防災週間及び防災訓練を通じて、より具体的な手法により、実践的な教育や防災知識の普及を図る。

(1) 普及の方法

ア 防災リーダーによる指導啓発

イ 「広報にしかつら」の活用やハザードマップなど防災関係資料の作成・配布

- ウ 町ホームページの活用
- エ 社会教育の場の活用
- オ 県立防災安全センターの活用
- カ 防災ビデオ等の貸出し
- キ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

(2) 普及内容

- ア 東海地震、南海トラフ地震及び地震に関する基礎知識
- イ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ウ 東海地震及び南海トラフ地震に関連する情報、警戒宣言の性格及び情報の正確な入手方法
- エ 警戒宣言が発せられたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- オ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- カ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持ち出し品の準備等、平常時における準備
- キ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ク 災害用伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識

3 幼児、児童・生徒に対する教育

町は、幼児、児童・生徒に対し防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図る。

第2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次のような事象が起こり、防災関係機関の活動が困難になることが予想される。

地震発生時に予想される事象

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 電話が不通になり、出動指示・通報等が困難になる。② 道路が遮断され、消防活動、救出活動等の迅速な応急活動が困難になる。③ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散される。④ 水道管の破損や停電などにより、消防活動、情報の確保等が困難になる。 |
|--|

このような状況の中で、被害の防止又は軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要になる。このため、町は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」主旨のもと結成された自主防災組織の充実強化を推進することで、「出火防止、初期消火、負傷者救出、避難誘導、炊き出し」等の災害初期の活動ができることを目標とする。

町及び各地区の自主防災組織は、大規模地震発生時に組織的な防災活動ができるよう、次のような措置を行うことによって組織の充実強化を図るものとする。

1 自主防災組織の構成及び活動

(1) 構成と災害時の活動

自主防災組織は、自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。

会 長	総 務 班	◦ 全体調整 ◦ 他機関との連絡調整
	情 報 班	◦ 正確な情報の収集、伝達 ◦ ボランティア要請のための被災者のニーズの把握
	消 火 班	◦ 火気の使用禁止、出火状況に応じた迅速な消火
	救 出 救 護 班	◦ 資機材を活用し、被災者の救出
	避 難 誘 導 班	◦ 危険箇所を避けて避難場所への迅速、安全な避難
	給 食 給 水 班	◦ 飲料水、非常食品の確保、炊き出し

(2) 平常時の活動

自主防災組織は、平常時には概ね次のような活動を実施し、地域の防災力の向上を図るものとする。

平常時の活動内容

○ 防災知識の普及	○ 防災用資機材の備蓄・点検
○ 防災訓練の実施	○ 情報の受伝達体制の確立
○ 地域の危険箇所（ブロック塀等）の確認	○ 地域内の避難行動要支援者の把握
○ 災害危険箇所の調査	○ 防災マップの作成・配布等

2 町の指導

- (1) 町は県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細やかに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 町は、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同で行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

資 料 編 ● 7 地区防災計画関係

第3 事業所等の果たすべき役割

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所」という。）は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動に努めるものとする。

そのために、自衛消防組織等を組織し、事業所内における安全確保対策の実施や緊急出動体制の構築等を推進するほか、地域の一員として平素から地域の自主防災組織とも緊密な連携を図り、合同の防災

訓練を実施するなど、当該地域の防災力の強化に努めるものとする。

事業所における自主防災活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 防災訓練の実施 | ○ 火災その他災害予防対策 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 情報の収集、伝達体制の確立 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 帰宅困難者対策 |
| ○ 施設及び設備の耐震性の確保 | ○ 救出及び応急救護方法の習得 |
| ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 | |

町は消防機関と連携し、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業所等の防災意識の高揚を図るため、様々な機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。

第7節 災害ボランティア育成強化計画【福祉保健課】

災害ボランティアは、地震災害の軽減等、効果的な地震対策を推進するうえで大きな役割を果たすことが期待される。

町は、県、町社会福祉協議会等との連携のもと、災害ボランティアの育成強化に努める。

第1 災害ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの登録を推進する。

第2 災害ボランティアの育成

1 活動内容の周知

町は、研修会の実施、町が実施する防災訓練への参加等により、災害時における災害ボランティアの活動内容等の周知を図る。

2 関係機関と連携した災害ボランティアの育成

町は、県及び山梨県社会福祉協議会、日本赤十字社山梨県支部等と連携し、災害ボランティアの育成を図る。

3 NPO・ボランティア等の組織化の推進及び啓発

町は、町社会福祉協議会と連携して地域のNPO・ボランティア等の組織化を推進し、地域の防災に関する知識の普及啓発を図り、災害支援の意識を高める。

第3 災害ボランティアの活動内容

1 災害ボランティアの活動内容

災害時に災害ボランティアが行う活動は、概ね次のとおりである。

主な活動内容

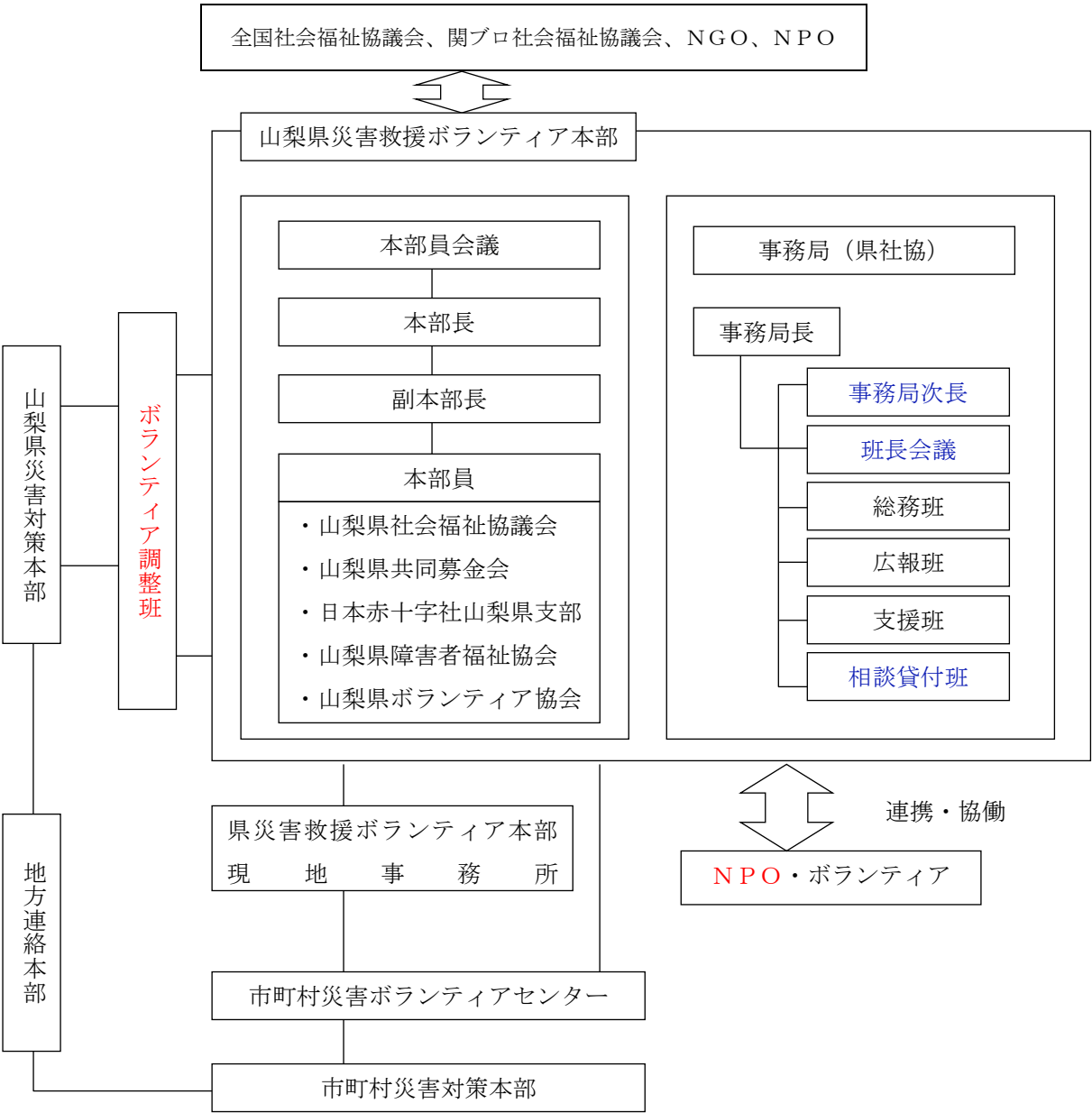
- ① 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- ② 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話等
- ③ ボランティアコーディネート業務

2 町災害ボランティアセンターの整備

(1) 町は、発災後直ちに町社会福祉協議会と連携し、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置できるよう、拠点となる施設（いきいき健康福祉センター）をあらかじめ指定し、必要な設備、資機材等の確保を図る。

(2) 災害時にはボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部が設置されることを踏まえ、連絡体制や応援要請等のあり方について、関係職員への周知徹底を図る。

山梨県災害救援ボランティア本部組織



第8節 防災訓練計画【総務課】

一般災害編第2章第3節「防災訓練計画」の定めるところによるものとするが、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画に基づく訓練を年1回以上実施するものとする。

第9節 要配慮者支援対策の推進計画【福祉保健課】

地震災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対し、平素から必要な安全対策を推進する。

第1 高齢者・障がい者等の要配慮者対策

1 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者の範囲は、次のいずれかに該当する者であって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者（家族等の介助により避難に支障がない者を除く。）とする。

ア 高齢者

（ア）要介護認定者で要介護4以上の者

（イ）ひとり暮らし高齢者（75歳以上）

（ウ）高齢者のみの世帯（75歳以上）

（エ）認知症の高齢者

イ 障がい者

（ア）身体障がい者のうち障がい者手帳を有する者のうち、3級以上の者

（イ）知的障がい者のうち療育手帳を有する者のうちAの者

（ウ）精神障がい者のうち精神障がい者保健福祉手帳を有する者のうち1級の者

ウ 難病患者

エ 人工透析患者

オ 妊産婦・乳幼児

カ 外国人

キ その他町長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

ア 関係課による情報の集約

町は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係課で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区

分別に把握することとする。

イ 県等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

2 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町長は、災害の発生に備え、避難支援等に必要の限度で、町防災計画の定めるところにより、富士五湖消防本部、西桂町消防団、交通安全協会西桂支部、大月警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、町内自主防災組織、防災リーダー、区長の避難支援等の実施に携わる関係者「避難支援等関係者」に対し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を提供するものとする。

ただし、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

なお、町担当課は、郵送や個別訪問などにより、避難支援等関係者への名簿情報の提供について避難行動要支援者の同意を得られるよう直接的に働きかけるものとする。

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、町は、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有することが適切であるため、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、避難支援等関係者に対して、適切に周知を図る。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際する情報漏洩防止対策

町は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援関係者との協働を円滑なものにするうえで極めて重要であるため、情報漏洩防止対策の徹底を図るものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

町は、災害規模等によって町の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築を検討する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

4 避難行動要支援者名簿の活用体制の整備

(1) 避難のための情報提供体制の整備

町は、緊急かつ着実な避難**情報**が伝達されるよう、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用、緊急通報システムなど日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせた、多様な情報伝達の手段の活用による情報伝達体制の整備を図る。

情報伝達の例

聴覚障がい者：FAXによる災害情報配信、聴覚障がい者用情報受信装置
 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話
 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話
 そ の 他：メーリングリスト等による送信、字幕放送・解説放送・手話放送
 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供

(2) 避難支援等関係者の安全確保の体制整備

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくよう指導する。なお、安全確保措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難行動支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画をつくり、周知を行うよう指導する。

(3) 避難行動要支援者計画全体計画及び個別計画の策定

地域の災害特性に十分に配慮し、国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者及び避難支援等関係者の安全確保を図る避難行動要支援者全体計画を町防災計画の下位計画として作成する。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、平常時から個別計画の策定を進めるものとする。

(4) 防災教育及び訓練の実施

町は、災害に関する基礎的知識の普及啓発のために、広報紙、パンフレット、チラシの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、住民に対しても避難行動要支援者等の救助・救援に関する訓練を実施するなど、避難行動要支援者等への理解の促進を図るものとする。

5 避難所運営体制等の整備

(1) 福祉避難所の指定

要配慮者を優先的に収容することができる福祉避難所として、町は、いきいき健康福祉センターを指定している。今後は、指定避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる空間の確保を検討していくものとする。併せて、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、平時より連携に努めるものとする。

福祉避難所開設予定施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
いきいき健康福祉センター	南都留郡西桂町下暮地915-7	0555-25-4000

(2) 福祉避難所の環境整備

ア 福祉避難所については、施設のバリアフリー化、通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

イ 聴覚障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、最低限、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具等を準備しておくとともに、文字放送テレビやFAXの設置、外国語や絵文字による案内板の標記など、多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 要配慮者を考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、要配慮者に対して福祉避難所

での良好な生活環境が提供できるよう努めるものとする。

(3) 福祉避難室の整備

状況によって、避難所の一室又は一画を要配慮者用の福祉避難室として開設できるよう、避難所運営マニュアルを作成しておく。

6 要配慮者の生活支援体制の整備

(1) 福祉保健課を中心とし、**関係機関と連携して**要配慮者の避難支援業務の分担を定める。

(2) 社会福祉施設の職員やそのＯＢ、障がい者・高齢者等の支援団体、専門家・専門職能団体等と平常時から連携を図り、支援体制の整備を図る。

(3) 町社会福祉協議会と連携し、災害時における障がい者等の救援を担う人材の育成を図るとともに、定期的な検討会、研修会、啓発活動等を行う。また、要配慮者支援体制について、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともに、その活用を図るものとする。

(4) 地域住民が参加して行う自主防災マップづくりや避難支援等関係者が障がい者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施する。

(5) 小地域単位での住民参加型防災学習会の開催を図る。

第2 社会福祉施設の災害予防

1 社会福祉施設との連絡体制の整備

町は、町内の社会福祉施設を把握したうえで、施設管理者との間で災害情報等の連絡方法について定めておくものとする。

社会福祉施設

ア 児童福祉施設	オ 障がい者関係施設
イ 介護保険等施設	カ 身体障がい者社会参加支援施設
ウ 障がい福祉サービス事業所	キ 医療提供施設
エ 障がい者支援施設	ク その他

2 社会福祉施設の安全性の確保

社会福祉施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、災害に対する安全性を確保する。

3 社会福祉施設の防災体制整備

社会福祉施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。

(1) 自施設の立地環境による災害危険性（洪水等）の把握及び職員への周知

(2) 防災気象情報の的確な入手手段の整備

(3) 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備

(4) 施設周辺のパトロール体制の整備

(5) 避難所及び避難経路の確認

(6) 避難、救出及び安否確認の体制の整備

(7) 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備

(8) 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備

(9) 防災訓練等防災教育の充実

(10) 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄

(11) 燃料の調達体制の確保

4 町の支援

町は、社会福祉施設における防災体制の整備について、次の支援を行うものとする。

- (1) 社会福祉施設の立地環境による災害危険性（洪水等）に関する情報の提供
- (2) 防災気象情報の提供
- (3) 社会福祉施設との緊急連絡体制の整備
- (4) 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供とともに、そのための伝達体制の整備
- (5) 緊急時における町と社会福祉施設との連絡体制の整備
- (6) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- (7) 社会福祉施設における防災教育への協力

第3 外国人への対策

1 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、住民登録者名簿等に基づき、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

2 防災基盤の整備等

町は、避難所や避難路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。なお、山梨県が平成27年2月に策定した「外国人旅行者への災害時対応マニュアル」を参考に、災害発生時に観光に携わる事業者等が外国人旅行者等を速やかに誘導し、適切な情報提供を行うことができるよう体制整備を図る。

3 防災知識の普及啓発

町は、広報紙やガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活にかかわる行政情報についての外国語による情報提供に努める。また、防災訓練への参加促進に努める。

4 通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

第4 幼児・児童・生徒保護対策

学校等（保育園を含む。）の管理者は、地震の発生に備え平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策に関する実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制をあらかじめ明確にし、幼児・児童・生徒に対して実践的な防災教育の実施に努める。

1 応急活動体制

学校等の地震災害対策を次により推進する。

(1) 地震災害発生時の行動マニュアル

発生時間別に教職員及び幼児、児童・生徒のとるべき行動をマニュアル化し、教職員及び幼児、児童・生徒の生命と身体の安全を確保する。

(2) 学校の地震災害対策組織

多様な地震災害に適切に対処できるよう、防災体制及び組織の整備に努める。

勤務時間外の地震災害発生を想定し、初動体制が円滑に機能できるよう、あらかじめ災害対策応急要員を指名しておく。

電話回線の途絶等を想定し、保護者、教育委員会、防災関係機関等との多様な連絡方法を整備する。

(3) 幼児、児童・生徒の安全対策

在校時、通学時など発生時間別の避難方法や教職員の指示及びとるべき対策をあらかじめ明らかにし、防災訓練や職員の研修等を通じて安全対策の周知徹底を図る。

(4) 教育活動の再開に向けて

学校施設の被災状況を速やかに把握するとともに、幼児、児童・生徒及び教職員の安否確認を行い、早期に教育活動が再開できるよう努める。

(5) 避難所としての学校の対応のあり方

学校を避難所として開設する場合は、教職員が重要な役割を担うとともに、運営についても支援する必要があることから、避難所運営マニュアルを作成するなど、避難所の運営及び管理活動が円滑に機能するよう、運営組織の体制づくりに努める。

2 地震に関する防災教育

町は、幼児、児童・生徒等への地震に関する防災教育を次により推進する。

(1) 幼児、児童・生徒に対する地震に関する防災教育の基本的な考え方

状況に応じた的確な判断と行動ができるよう、発生時間や災害の種類、規模等多様な想定に基づく防災・避難訓練を実施する。

(2) 地震防災に関する教職員の研修のあり方

災害及び防災に関する専門的知識の涵養及び機能の向上を図るため、地震防災に関する研修を校内研修として位置づける。

(3) 地震に関する防災教育の指導内容の概要

- ア 各教科、各学年間と相互に関連を図った防災教育
- イ 防災ボランティア活動の進め方
- ウ 応急救護、看護の実践的学習
- エ 防災訓練のあり方
- オ 地震予知観測学習
- カ 地域への理解、家庭や地域との連携

3 教職員の対応、指導基準

地震発生時の教職員の対応、指導基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等の安全確保を行う。
- (2) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、学級名簿等を携行する。
- (3) 児童・生徒等の避難誘導に当たっては、氏名、人員、異常の有無等を掌握し、児童・生徒等に適切かつ明確に指示する。
- (4) 児童・生徒等の保護者への引渡し基準、方法をあらかじめ定めておく。
- (5) 留守家族等で帰宅できない児童・生徒等の保護対策をあらかじめ定めておく。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制計画【全課】

地震が発生した場合に、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、被害の状況等により直ちに災害対策本部を設置し、県、防災関係機関等と緊密な連携のもと、応急活動体制を確立する。

第1 西桂町災害警戒本部

西桂町災害対策本部の設置前の段階として、気象情報の収集、応急対策の必要な措置を講じるため、西桂町災害警戒本部（以下「町警戒本部」という。）を設置する。

1 設置基準

- (1) 被害通報等が増加し、警戒準備体制では対応が困難なとき。
- (2) 台風接近、土砂災害警戒情報に基づき、避難所を設置するとき。
- (3) 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が予測される場合で、応急対策が必要なとき。

2 設置場所

町警戒本部は、総務課に置く。

3 指揮の権限

総務課長は町警戒本部の指揮を行うが、総務課長の判断を仰ぐことができない場合は、防災担当職員がこれを行う。

4 町警戒本部の招集及び所掌事務

町警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 気象情報等の収集・伝達 | ⑤ 県及び関係機関との連絡調整 |
| ② 河川、崖地等の警戒監視 | ⑥ 住民への情報伝達 |
| ③ 水防活動 | ⑦ 避難所の開設 |
| ④ 災害情報の収集 | ⑧ その他、応急対策 |

5 町警戒本部の解散

総務課長は、被害が発生しなかったとき、あるいは事態が終息したときは、町長の承認を得て町警戒本部を解散する。

6 災害対策本部への移行

町長は、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、町警戒本部から災害対策本部への移行を決定する。

第2 西桂町災害対策本部の設置

地震が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、西桂町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置する。

1 町本部の設置基準

一般災害編第3章第1節第2「西桂町災害対策本部の設置」を準用する。

2 町本部廃止の時期

町本部は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は町の地震災害応急対策が概ね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

町本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
庁 内 職 員	庁内放送、電話、口頭
町 出 先 機 関	町防災行政無線、電話、FAX、連絡員
消 防 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
一 般 住 民	町防災行政無線、広報車、町ホームページ
県・県関係出先機関	県防災行政無線、電話、FAX
警 察 署	電話、FAX
報 道 機 関	電話、FAX、文書

4 町本部の設置場所

町本部は、「西桂町役場大会議室」に設置する。ただし、庁舎が使用できない場合は、「**きずな未来館**」に設置する。また、いずれの施設においても使用が困難な場合は、駐車場にテントを設置して代替機能確保する。

第3 町本部の組織、分掌事務等

町本部の分担任務、組織、分掌事務等は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」、資料編「西桂町災害対策本部条例」の定めるところによる。

資 料 編	● 9-6 西桂町災害対策本部条例
-------	-------------------

第4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

1 現地本部長等の指名

現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部付、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地本部の任務

現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理する。

3 設置場所

現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

4 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、県の現地災害対策本部を「西桂町役場大会議室」に受入れ、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

第5 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ・ 災害対策本部設置場所の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
 - ・ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
 - ・ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
 - ・ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
 - ・ 電話やTV会議システム等の活用
- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時には、国や他の地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2節 職員配備計画【総務課】

災害応急対策活動の実施に必要な人員を配置し、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第2節「職員配備計画」の定めるところによる。

第1 職員の配備基準

	配備基準	配備内容	配備の要領
初動警戒 配備	① 気象注意報等が発表され、今後の状況の推移に注意を要し、連絡を緊密にする必要があるとき。 ② 〔その他〕 必要により町長が配備を指示したとき。	情報収集及び連絡活動を主として実施し、状況により第1 配備活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	① 総務課、建設水道課は1 名以上の配備。 ② 勤務時間以外は宿日直者が対応
第一配備	① 〔一般災害〕 次の警報等が発表されたとき。 ・ 暴風警報 ・ 暴風雪警報 ・ 大雨警報 ・ 大雪警報 ・ 洪水警報 ② 〔一般地震〕 震度4 の地震発生時。 ③ 〔南海トラフ地震〕 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時。 ④ 〔富士山火山〕 噴火警戒レベル3 「入山規制」の発表時。 ⑤ 〔その他〕 必要により町長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。	① 総務課、建設水道課は2 名以上の配備。 ② 勤務時間以外は宿日直者及び総務課、建設水道課で1 名以上の配備。 ③ 上記以外の所属は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第二配備	① 〔一般災害〕 ・ 記録的短時間大雨情報 ・ 竜巻注意情報 ・ 大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「非常に危険」が表示されたとき。 ・ 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき。 ② 〔一般地震〕 震度5 弱・強の地震発生時。 ③ 〔南海トラフ地震〕 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時。 ④ 〔富士山火山〕 噴火警戒レベル4 「避難準備」の発表時。 ⑤ 〔その他〕 必要により町長が配備を指示したとき。	町警戒本部の設置事態の推移に伴い速やかに災害対策本部に移行できるものとする。	① 課長職 ② 総務課、建設水道課職員4 名以上 福祉保健課2 名以上 ③ 前記以外の課は自宅待機するとともに、総務課長又は所属長の判断で配備又は状況に応じ臨機応変に人員の増強あるいは解除措置をとる。
第三配備	① 〔一般災害〕	町本部の設置	各所属所要人員（所掌

	配備基準	配備内容	配備の要領
	・特別警報発表時。 ・大規模災害が発生したとき。 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁HP）により、町域内に「極めて危険」が表示されたとき。 ・避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき。等 ②〔一般地震〕震度6弱以上の地震を観測したとき。 ③〔東海地震〕東海地震注意情報、警戒宣言 ④〔南海トラフ地震〕南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時。 ⑤〔富士山火山〕噴火警戒レベル5「避難」の発表時。 ⑥〔その他〕災害対策本部を設置したとき、又は町長が配備を指示したとき。	各部門が応急対策活動を円滑に行うものとする。	する応急対策活動を円滑に実施できる人員）の全員をもって当たる。

第2 職員への伝達及び配備

職員への伝達及び配備は、次により行う。

1 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達・配備

ア 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につく。

総務対策部長（総務課長）は、本部長（町長）に連絡するとともに、庁内放送、電話、町防災行政無線等により職員への周知を図る。また、消防団長にも非常配備を伝達する。

イ 被害等の状況により、本部長が震度と異なった配備体制をとる決定をした場合は、総務対策部長（総務課長）は、直ちに各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により職員への周知徹底を図るとともに、富士五湖消防本部・医療機関等に連絡する。

各対策部長は、直ちに各班長に連絡し、班員に必要とする業務に従事するよう指示するほか、所管する出先機関にも同様の指示を行う。

配備該当職員は、速やかに所定の場所に配備につき、指示された業務に従事する。配備該当職員以外の職員は、地震情報や被害情報、町本部の活動状況等に留意しつつ、緊急招集に備える。

(2) 初動期における留意事項

各班員は、身の安全を確保しつつ次の事項に留意して冷静に所定の配備につき、応急対策を実施する。

配備時の留意事項

- ① 来庁者、施設利用者へのパニック防止措置、避難誘導
- ② 火災発生防止措置
- ③ 余震による落下物への注意
- ④ 電気、ガス、水道、電話、道路、鉄道等の被害状況、運行状況等の情報収集

(3) 班員の服務

班員は、配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

勤務時間内における遵守事項

- ① 常に地震情報、町本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事・会議・出張等を中止する。
- ③ 勤務場所を離れる場合には、所属班長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ④ 災害現場に出動する場合は、所定の腕章を着用し、また、自動車には所定の標旗を使用する。
- ⑤ 自らの言動で来庁者等に不安や誤解を与えないよう、発言、行動には細心の注意をする。

2 勤務時間外における伝達及び配備

(1) 町職員の対応

勤務時間外における職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機する。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡網に基づき緊急招集する。

ア 震度3の地震発生

町職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急参集命令にも対応できるよう自宅待機する。

イ 震度4の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、建設水道対策部の職員は、速やかに勤務場所に参集し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

ウ 震度5弱又は5強の地震発生

あらかじめ指名されている総務対策部、建設水道対策部の職員、またこれ以外の各対策部長及び班長は、速やかに勤務場所に参集し、被害状況の把握、広報の実施、県への報告等を行う。

他の職員は、緊急参集命令に対応できるよう、自宅待機する。

エ 震度6弱以上の地震発生

町本部が自動設置されるため、全職員は速やかに庁舎、勤務場所に参集する。

(2) 当直者の対応

当直者は、参集職員が登庁するまで、地震災害の情報収集、関係機関との連絡等を行う。

(3) 職員の自主参集

夜間に地震が発生した場合には、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の参集も容易ではない。このため、被害の発生を覚知した場合、又は発生が予測される場合には、配備該当職員以外の職員も自主的に庁舎、勤務場所に参集する。

(4) 初期活動の実施

あらかじめ「初動体制職員」として指名された庁舎近くに居住する職員は、夜間に震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに庁舎に参集し、必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報・被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- イ 本部員会議の開催準備（管内地図、ホワイトボード、テレビ・ラジオ、パソコン）
- ウ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- エ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- オ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- カ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

参集時の留意事項

① 参集時期

配備基準に該当する地震情報を覚知したときは、自主的に所属の勤務場所に参集する。

② 参集困難な場合の措置

災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの公共施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、負傷その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属班長若しくは最寄りの施設責任者へ連絡する。

③ 参集時の服装等

応急活動に適した服を着用のうえ参集する。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯等を努めて持参する。なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れておくなど、平素から準備しておくものとする。

④ 参集途上の情報収集

参集途上においては、可能な限り道路の通行可能状況、各地区被害状況等の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

3 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務対策部長（総務課長）を通じて本部長（町長）に報告を行う。

大規模地震発生時の初動フロー

1	参集準備	全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかるものとする。
2	人命救助	職員は自宅周辺の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後各所属勤務場所等へ参集する。
3	参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって町本部に参集する。 (2) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの町施設等に参集のうえ、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。
4	被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の情報収集を行う。なお、収集する情報については、一般災害編3章第7節「被害状況等報告計画」に定める分担等に基づき行うものとする。
5	被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を所属長に報告する。 (2) 所属長は、被害状況を町長（災害対策本部長）に集約する。
6	緊急初動体制	先着した初動体制職員により、順次初動期に必要な業務に当たる。
7	本来の本部体制へ	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うに当たって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他対策部からの応援を得て実施する。

1 動員要請

各対策部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務対策部長に要請する。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務対策部長は、応援要請内容により、緊急の応急活動事務が少ない部から動員の指示を行う。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実状に応じて、所要の応援を行う。

第3節 地震災害情報等の収集伝達計画【総務課】

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施するうえで、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、町は、地震の規模や被害の程度に応じて、町の所有する通信手段、機材を効果的に用い、又は防災関係機関との連携により概括的な情報も含め多くの情報を収集し、被害規模の早期把握に努めるとともに、正確な情報や的確な指示等を職員・住民等に伝達する。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、町長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁又は大阪管区気象台からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。

(1) 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

情報等の種類	内 容
① 震度速報	発表基準：震度3以上 内 容：地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
② 震源に関する情報	発表基準：震度3以上（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
③ 震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
④ 各地の震度に関する情報	発表基準：震度1以上 内 容：震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
⑤ 推計震度分布図	発表基準：震度5弱以上 内 容：観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

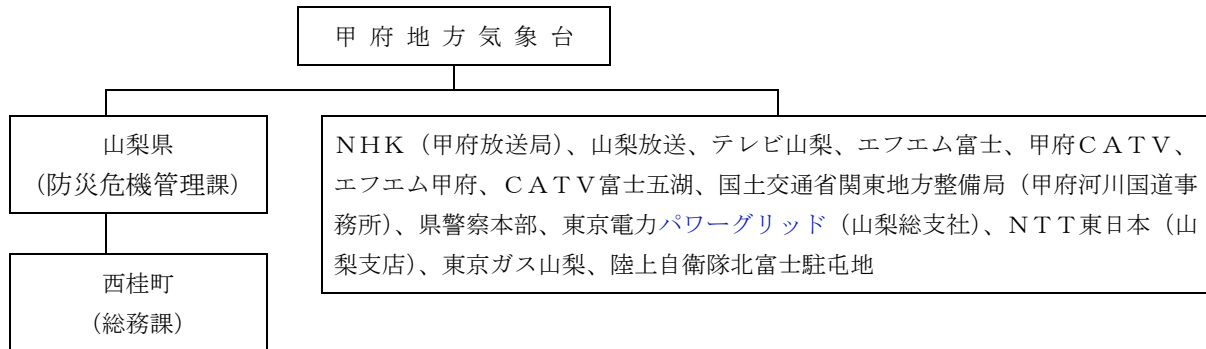
情報等の種類	内 容
⑥ 長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度3以上 内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
⑦ 遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき 内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
⑧ その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

種 類	内 容
① 震度速報	発 表 基 準 全国のいずれかで震度3以上を観測し、山梨県内で震度1以上を観測した場合
	情報の内容 震度3以上を観測した地域名と観測された震度
② 震源に関する情報	発 表 基 準 本州中部付近で震度3以上を観測した地震で、津波警報・注意報を発表しないとき。 ※本州中部付近（関東・甲信・北陸・東海地方及びその沿岸）
	情報の内容 震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））津波のない旨の付加文
③ 震源・震度に関する情報	発 表 基 準 県内の最大震度3以上、隣接県で震度4以上、その他の地域で震度5弱以上を観測したとき ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く））
	情報の内容 震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名
④ 各地の震度に関する情報	発 表 基 準 県内で最大震度1以上を観測したとき（山梨県と隣接県の震度）
	情報の内容 山梨県と隣接県の震度 ※隣接県（神奈川県・静岡県・長野県・埼玉県・東京都（島嶼部を除く）） ※震源要素（発生時刻・緯度・経度・深さ・地震の規模（マグニチュード））震央地名、観測点毎の震度
⑤ 地震回数に関する情報	発 表 基 準 県内や隣接地域で活発な群発地震や余震活動があったとき ※県内と隣接地域（「山梨県東部」「富士五湖」「山梨県中・西部」「神奈川県西部」「静岡県東部」「静岡県中部」「長野県南部」「長野県中部」「群馬県南部」「埼玉県秩父地方」「東京都多摩西部」「駿河湾」「駿河湾南方沖」「遠州灘」）
	情報の内容 地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報、顕著な地震の震源要素更新のお知らせなど
⑥ 地震の活動状況等に関する情報	発 表 基 準 伊豆東部で群発的な地震活動が発生した場合等に配信

種 類	内 容
⑦ 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報	発表基準 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合

(3) 伝達先



2 地震解説資料

甲府地方気象台は、山梨県内で震度4以上を観測した地震や地震による被害が発生した地震など詳細な情報が必要とされる場合に、地震の概況、県内での震度観測状況、過去の地震活動状況や今後の推移、二次災害への防災上のコメント等を解説する。

3 緊急地震速報（警報、特別警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報、特別警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報、特別警報）は、地震発生後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報（震度6弱以上が想定されるときは「特別警報」）である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

4 地震情報の収集

町は、町庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、速やかに地震発生後の初動体制をとる。

5 出先機関等への伝達

町本部は、町出先機関にも収集した災害情報の共有化を図るため、速やかに町防災行政無線、電話等で伝達する。

出先機関等への主な伝達事項

① 地震情報（震度、震源、規模等）	③ 道路通行状況
② 災害発生状況	④ ライフライン供給状況

6 住民への地震情報の伝達

住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、町防災行政無線、町ホームページ等を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は、主に次のとおりとする。

住民への主な伝達事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況、緊急地震速報等）② 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。③ 電話・自動車の使用を自粛すること。④ テレビ、ラジオの地震情報に注意すること。⑤ 被害が発生した場合は、直接又は区長を通じて町役場に報告すること。⑥ 被害状況に応じて自主防災組織の活動を開始すること。 |
|---|

第4節 消防対策計画【総務課】

大地震発生時には、火災の同時多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第12節「消防対策計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- ① 火災が、同時に各所で発生すること。
- ② 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- ③ 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- ④ 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- ⑤ 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

町は、このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

活 動 区 分	警 防 活 動 の 基 本 方 針
1 倒壊建築物からの救出	地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれることも予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。 消防団員は、近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、町本部、消防署等との連絡に努める。
2 消 防 活 動 の 優 先	地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。 震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに、人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図る。 また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開する。
3 避 難 の 安 全 確 保	最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。 従って、災害の初期には避難者が避難場所である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難救護のための防ぎょ活動に全力を傾注する。
4 人 命 救 助 活 動	震災時には建築物の倒壊のほかに、障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。 従って、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図る。

第3 消防活動

1 初動期の活動

町は、大地震が発生し、被害が予想される場合は、直ちに次の措置をとり、消防活動体制を整える。

(1) 高所監視

火災発生を早期に発見するため、直ちに付近の耐火高層建築物等を利用して、高所監視を行う。

(2) 消防自動車の出動準備

火災発生時に、直ちに消防自動車が出動できるよう、必要な消防器具を積載する等の準備を行う。

(3) 被害状況の収集等

被害の発生状況を把握するため、地域内の巡回を実施し、被害状況を町本部等に報告するとともに、住民に対して出火防止等の広報を実施する。

(4) 消防施設の安全確保

地震の規模によっては、消防職員及び分団器具置場の間近に居住する消防団員は、直ちに消防施設内の消防車両や消防器具を屋外に搬出し、消防施設の倒壊に備えるものとする。

2 消火活動

町は、火災が発生したとき、前記「第2 警防活動の基本方針」に基づき、富士五湖消防本部消防署との緊密な連携をもって、消防の全機能を挙げて消火活動に当たる。

(1) 消防相互応援協定による応援要請

火災の延焼が拡大して大火となり、町の消防力では延焼を阻止することが困難な場合には、「山梨県常備消防相互応援協定」等に基づき、他の消防本部や締結市町村に応援を要請するものとする。

なお、応援を要請する場合には、次の事項等に留意して要請するものとする。

ア 応援部隊の集結場所を指定し、集結場所には地元の誘導部員を派遣しておく。

イ 応援部隊の水利について、延焼阻止線に最も近く安全な道路を選んで誘導する。

(2) ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に県消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の災害派遣要請をする。

3 消防水利

大地震時には、消火栓の使用が不可能と予想されるので、自然流水、防火水槽又はプール等の水利を有効に使用して消火に当たる。

4 救出・救助活動

大地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、交通機関の混乱等により、大規模な人身災害が予想されることから、防火活動に優先し、人命の救出・救助を行う。

5 避難路の確保

(1) 大地震時には、二次災害による火災が発生した場合、当該地域から住民が安全に避難できるよう火災の鎮圧と延焼防止に全力を傾注し、安全な避難路を確保する。

(2) 火災現場における避難誘導は、消防署員が消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全な一定区域まで行う。

第5節 避難対策計画【総務課、福祉保健課】

一般災害編第3章第17節「避難対策計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法、避難所の開設、滞留旅客・帰宅困難者対策等について、次のとおり定めるものとする。

第1 指定避難所の整備

町は、指定避難所の整備について、次の点に留意するものとする。

- 1 指定避難所として利用する建物について、天井や照明などの非構造部材を含め、耐震性の確保に努める。
- 2 指定避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- 3 指定避難所における貯水槽、井戸、救護所、通信機器のほか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。
- 4 指定避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ、マット等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

- 5 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努める。

第2 避難方法等

町は、公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、想定される災害に対する安全性等に応じ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される指定緊急避難場所、避難所の安全確認完了までの安全が確保できる場所である「避難地」、避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定するとともに、施設の老朽化や人口動態の変動等により適宜見直しを行うものとする。

「指定緊急避難場所」、「避難地」及び「指定避難所」の基準は、一般災害対策編第3章第17節第4「避難所等の定義」のとおりである。

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によって被害の状況が異なるため、**避難情報**を待っている間は避難すべき時機を失することも考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためにも日頃から指定緊急避難場所、避難地、指定避難所、避難方法等を熟知し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

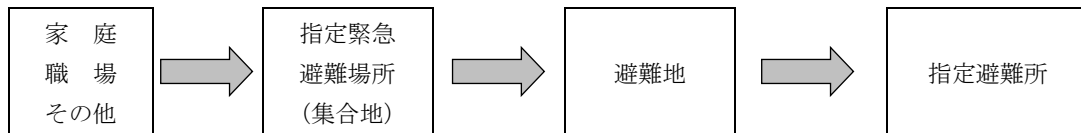
2 町の役割

平素から避難のあり方を検証し、住民に対し地震発生時における避難方法の周知徹底を図る。また、地震発生時にあつては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、**避難情報**の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が確保できるよう各防災関係機関、自主防災組織等との連携により、**避難情報**の周知徹底や、避難誘導に努める。

3 避難方法

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予測される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、自主防災組織単位で、火災等から身の安全が確保できるスペースを有する指定緊急避難場所（集合地）に避難して安否確認等を行うこととする。その後に災害状況や町の広報等に注意し、消防団等の協力を得ながら、正確な災害情報等の収集、不在者の確認等を行い、状況により避難地、そして指定避難所に避難することとする。



第3 避難所の開設、運営

1 避難状況等の把握

災害時優先電話等を活用して、施設管理者から被災者の避難状況、施設の被害状況等を把握する。

また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、あらかじめ避難状況把握職員に指名されている職員は、直ちに担当避難所に立ち寄り、避難状況を町本部へ報告するなど必要な措置を行う。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

2 開設予定避難所の安全性の確認

避難所開設に先立ち、開設予定避難所が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

開設予定避難所の管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を町本部に報告する。

なお、使用が困難な場合は、町本部への報告のほか、次の措置を行う。

ア 立入り禁止措置

イ 安全が確認された他避難所の案内図の貼付

(2) 応急危険度判定士によるチェック

(1)のチェックでは、施設の安全性の確認に判断がつかねる場合は、施設管理者は、町本部に応急危険度判定士の派遣を要請する。

町本部は、応急危険度判定士が不足する場合は、直ちに県に対して応急危険度判定士の派遣を要請する。

(3) 避難住民への措置

既に避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、一時的にグラウンド等の安全な場所に待機させる。

(4) 住民への周知

町は、発災時に指定避難所を開設した場合は、住民等に対し周知徹底を図る。

(5) 多様な避難所の確保

町は必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、避難行動要支援者にも配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所を確保する。

3 職員の派遣

町は、安全が確認された避難所から順次、避難所管理職員（福祉保健対策部）を派遣させ、避難所の開設に必要な業務に当たらせる。

資料編	● 2-1 指定避難所等一覧
-----	----------------

4 学校機能の早期回復

避難所が学校の場合は、避難者の立入り禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行う。また、大規模な地震災害の場合は避難生活が長期化するおそれがあるため、応急仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 仮設トイレの設置等

避難所のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレをリース事業者等から直ちに調達し設置する。

6 避難者のプライバシー保護等

避難生活が長期化する可能性があることから、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

7 避難所の運営管理

(1) 避難者による自治組織発足への支援

避難所運営に当たって、避難生活が長期に及ぶ場合、町は、避難者主体の自治組織の発足を促し、避難所における情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者主体により組織された自治組織によって自主的な管理運営がなされるよう必要な支援を行う。また、必要に応じてボランティア、他の市町村等に対して協力を求める。

(2) 避難者への配慮

避難所ごとに収容されている避難者にかかわる情報の早期把握に努めるとともに、住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達する。

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立する。

なお、応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

8 市町村・県の区域を越えた避難者の受入

町は、県と協議のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受入について、公共施設等を活用し、避難者の受入に努める。

第4 要配慮者支援対策

地震発生時における要配慮者の支援対策については、一般災害対策編第3章第17節第8「要配慮者支援対策」に定めるところによるものとする。

第5 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者等対策の実施責任者

滞留旅客、帰宅困難者への対応は、原則として鉄道利用旅客については鉄道事業者（富士急行株式会社）が、バス利用旅客についてはバス事業者が、また自動車利用旅客については町及び県、中日本高速道路株式会社等の関係機関が連携して対応することとなっている。

ただし、関係機関からの協力要請があった場合には、相互に協力・連携して滞留旅客、帰宅困難者に対して必要な措置を行うものとする。

2 町の措置

町内に多くの滞留旅客、帰宅困難者が発生した場合は、町は、関係機関と連携して次の措置を行う。

- (1) 関係機関から道路通行状況、鉄道運行状況等の情報を収集し、防災行政無線、広報車、また主要な公共機関への張り紙等により、滞留旅客、帰宅困難者へ必要な情報を提供する。
- (2) 状況により、次の措置を実施する。

- ア 公共空地等への臨時駐車場の確保
- イ 避難所等への誘導
- ウ 食料の斡旋

3 町外通勤者家族への対応

大規模地震が発生し、鉄道等が不通となり、当町への帰宅が困難になった場合には、原則としてそれぞれの家族が各自で家族の所在等の確認をするものとするが、町は、民心の安定を図るため、次の措置を行う。

- (1) 鉄道事業者（富士急行株式会社等）から鉄道運行状況、復旧状況等の情報を収集し、また大月警察署等から町域周辺の道路通行状況を把握し、当該情報を町ホームページへの掲載、また主要な公共機関への張り紙等により、住民に必要な情報を提供する。
- (2) 災害時に運用を開始するN T T東日本の「災害用伝言ダイヤル」や株式会社N T Tドコモ、K D D I 株式会社、ソフトバンク株式会社等の携帯電話通信各社が提供する「災害用伝言板」の安否確認の利用方法を臨時広報紙の配布や町ホームページへの掲載等により周知する。

資料編	● 2-10 災害用伝言サービスの利用方法
-----	-----------------------

第6 孤立地区への対応

孤立地区への対応については、一般災害編第3章第18節「孤立地区に対する支援活動計画」に定めるところによるものとする。

第6節 応急教育対策計画【教育委員会】

一般災害編第3章第24節「応急教育対策計画」に定めるところによるものとするが、大規模地震発生時に児童・生徒等、施設利用者等の安全を第一に、とるべき事項について定める。

第1 町教育委員会の震災対策

町教育委員会は、直ちに児童・生徒等、施設利用者の被災状況、また学校及び社会教育施設等の被害状況を調査、把握し、町本部に被害状況等を報告するとともに、被害状況等に応じた必要な応急措置を実施する。

第2 学校の震災対策

1 緊急避難等の対策

(1) 避難措置

校長は、授業中に地震が発生した場合は、児童・生徒等を机の下などに一時身を隠れさせ、教室内外の状況を判断し、必要により屋外等へ緊急避難する。

緊急避難した場合は、速やかに児童・生徒等及び教職員の人数確認、負傷状況等の確認を行う。

(2) 応急救護

児童・生徒等及び教職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護の万全を図る。

(3) 地震情報等の収集

町本部から町域内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害の状況を把握して、児童・生徒等を帰宅させるかどうか町教育委員会との協議等により決定する。

(4) 下校時の危険防止

児童・生徒等を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が地区別に引率するなど、児童・生徒等の安全を第一に必要な措置を講じる。

(5) 校内保護

災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。

なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

2 被害状況の把握、報告

校長は、地震が発生した場合、速やかに児童・生徒等や教職員の被災状況及び施設設備の被害状況を把握し、町教育委員会へ報告する。

施設の被害状況を把握する際には、地震後にも学校教育が実施できるかどうか、また避難所として使用可能かどうかについても確認し、町教育委員会に報告する。必要によっては応急危険度判定士の派遣を要請して施設の安全確保を図る。

3 臨時休校等の措置

被害状況によっては、町教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

4 危険箇所の安全点検等

校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、日常的に点検を行う。災害発生後は、速やかに安全点検を行い、危険な箇所にはロープ等による立入り禁止措置など必要な措置を行う。

また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急実施する。

第3 社会教育施設等の震災対策

1 安全避難

地震発生と同時に火気を始末し、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努めるものとする。

2 被害状況の報告

被災状況を調査し、速やかに町教育委員会へ報告するものとする。

第7節 応急住宅対策計画【建設水道課】

一般災害編第3章第26節「応急住宅対策計画」によるものとするが、「大規模地震発生後における応急仮設住宅建設用地の確保」に関してはこの節で定めるものとする。

第1 応急仮設住宅建設用地の確保

町は、大規模な地震が発生したとき、震災後、建設事業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅の建設を行うこととするが、この事業を迅速に実施するためには、事前に用地を確保しておく必要がある。

町域内の応急仮設住宅建設用地は以下のとおりである。

箇所数	仮設住宅戸数
1	16戸分

なお、確保された応急仮設住宅建設候補地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編	● 2-2	応急仮設住宅建設候補地一覧
-----	-------	---------------

第8節 建築物応急対策【建設水道課】

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建築物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

応急危険度判定は、町の災害対策本部から県への派遣要請に基づいて行う。

第1 応急危険度判定の事前対策

町は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ町職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

また、地震発生時に、応急危険度判定が速やかに行われるように、被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要がある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段を確保する。

第2 応急危険度判定の実施

1 公共建築物の確認

町は、公共建築物、宅地、仮設住宅建設予定地について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の震後対策での使用の可能性について判断を行う。

応急危険度判定は、町役場、避難所など、防災上重要な施設から行う。

2 一般住宅の応急危険度判定の実施

(1) 町は、被害状況を収集し応急危険度判定が必要と判断した場合は、判定を必要とする区域を設定する。

(2) 判定を必要とする建築物数を基に必要な判定士数を算定し、県の災害対策本部に対して、判定士の派遣等の支援要請を行う。

(3) 建築物の判定は、被災建築物応急危険度判定調査表に基づき行い、その結果に基づき、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、二次災害の防止に努める。

3 応援要請

町内で被災建築物が確認された場合には、速やかに県に対し応急危険度判定士の出動を要請する。

4 広報及び指導・相談の実施

町は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物等の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第4章 東海地震に関する事前対策計画

これまで特に切迫性が高いと考えられてきた「東海地震」は、近年切迫性の高まりが想定される南海トラフ地震のひとつとなる。概ね100～150年間隔で繰り返し発生している南海トラフ地震は、前回の南海トラフ地震（昭和東南海地震（1944年）及び昭和南海地震（1946年））が発生してから70年以上が経過している現在、東海地震に限らず、南海トラフ全域で大規模地震発生切迫性が高まっている状況にある。

このため、気象庁では、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震臨時情報」等の発表を行い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関連する情報」の発表は行わない、としている。

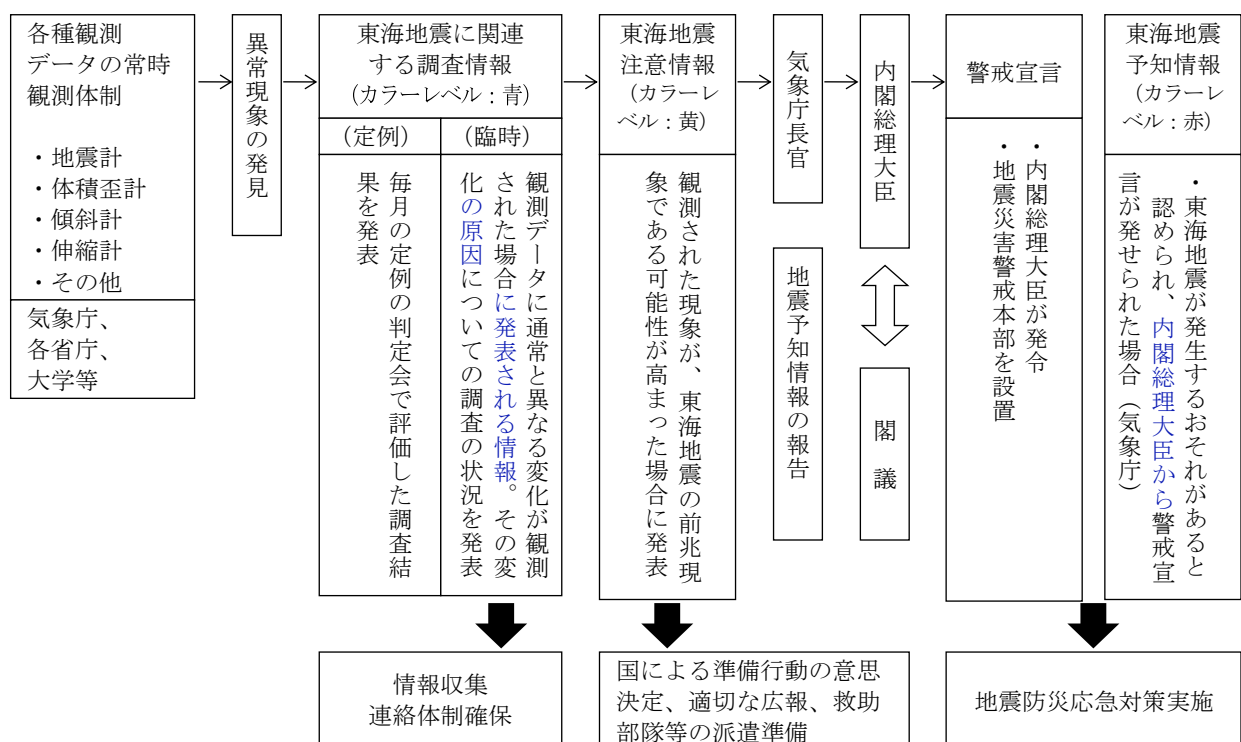
現在、東海地震のみではなく、南海トラフ地震全体への対策が求められるなか、新たな防災対応が定められるまでの過渡期にあり、県地域防災計画との整合性を考慮し本章を位置づけるものとする。

第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的【総務課】

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。

なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章「災害予防計画」による。

東海地震に関する情報の発表の流れ



第2節 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報発表時 及び警戒宣言発令時の対策体制及び活動 【全課】

第1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の体制

1 町職員の配備体制及び行動

東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、各対策部長、班長、あらかじめ指名された総務対策部・建設水道対策部の職員は、直ちに所定の場所に配備につき、必要な情報を収集し、関係団体等に伝達しつつ、続報に備える。

2 県、防災関係機関との連絡体制の確保

町は、総務対策部の中から連絡用職員を指名、確保し、県、防災関係機関との連絡体制の確保を図る。

3 情報内容の周知

(1) 職員への周知

庁内放送等により、東海地震に関連する調査情報（臨時）の周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨伝達する。

(2) 住民への広報

町防災行政無線、広報車、町ホームページを活用して、東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ情報に注意する旨呼びかける。

第2 東海地震注意情報発表時の体制

1 準備行動

東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思表示を行った場合、町長は消防隊の出動準備、物資の点検、調達、児童・生徒等の引渡し等の安全確保対策等の措置を講じる。

2 町職員の配備体制及び活動

東海地震注意情報が発表された場合、直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につき、次の事務を行う。

- ① 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達
- ② 地震災害警戒本部設置の準備
- ③ 消火薬剤、水防資機材等、町が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握
- ④ 警戒宣言発令時に避難情報の対象となる地区（以下「事前避難対象地区」という。）からの避難のための避難所の開設準備
- ⑤ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整
- ⑥ 県への報告、必要な要請等の実施
- ⑦ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備

3 住民への広報

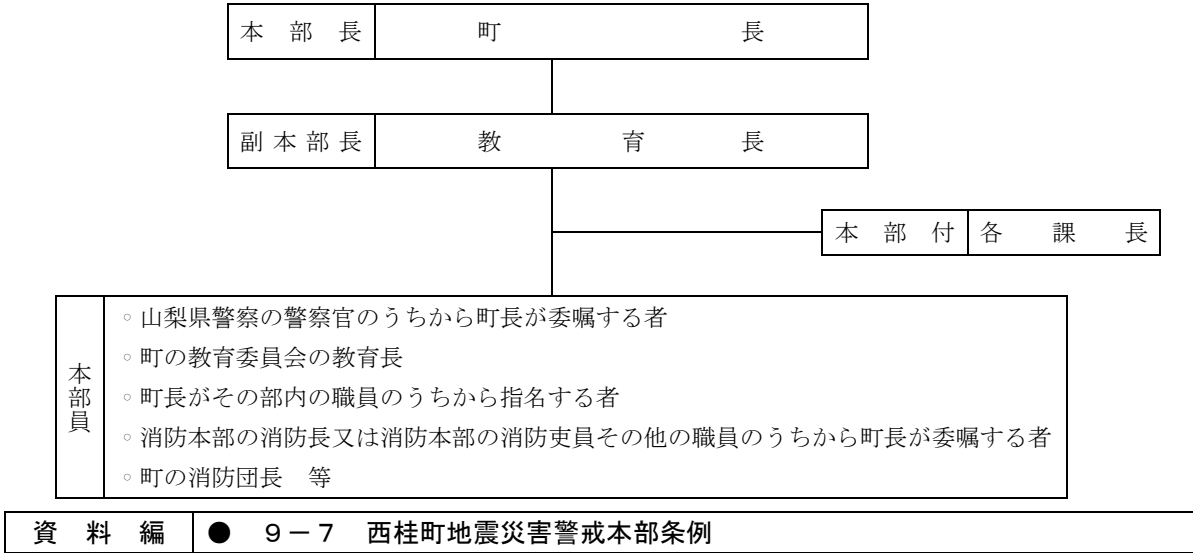
町防災行政無線、広報車、町ホームページを活用して、東海地震注意情報の内容とその意味について周知を行い、旅行の自粛など適切な行動を呼びかけるものとする。また、町の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。

第3 東海地震予知情報発表（警戒宣言発令時）の体制

1 西桂町地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報が発表された場合、「西桂町地震災害警戒本部条例」に基づき、町長は、直ちに西桂町地震災害警戒本部（以下「町地震災害警戒本部」という。）を「西桂町役場大会議室」に設置する。

町地震災害警戒本部の概要は、次のとおりである。



2 町職員の配備

直ちに庁内放送、電話連絡網等により全職員に周知を図り、全職員は所定の場所に配備につく。

3 町地震災害警戒本部の事務

町地震災害警戒本部は、地震発生に備え、次の事務を実施する。

- ① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達

② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告

③ 避難情報

④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設

⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施

⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導

⑦ 救急救助のための体制確保

⑧ その他町内での地震防災対策の実施

東海地震（予知あり）に係る配備体制

配備体制の名称	配 備 基 準	配備を要する所属及び人員等
東海地震に関する調査情報（臨時）配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき。	各課長、係長 各課職員各2名以上
東海地震注意情報配備体制	東海地震に関連する情報のうち、東海地震注意情報が発表されたとき。	全職員
東海地震予知情報（警戒宣言）配備体制	警戒宣言が発令されたとき、又は本部長が指示したとき。（町地震災害警戒本部の設置）	全職員

第4 地震発生時の体制

1 町災害対策本部

（1）町長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため町本部を設置する。

（2）町警戒本部から町本部に移行するときの町本部の運営に当たっては、事務の継続性の確保に努める。

2 組織及び分掌事務

町本部の組織及び分掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制計画」及び第2節「職員配備計画」に定めるところによる。

3 町本部の事務

町本部が実施する主な事務は、次のとおりである。

- ① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受入
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生の防ぎよ、拡大防止のための措置等

第3節 情報活動【総務課】

第1 東海地震に関する情報等の伝達

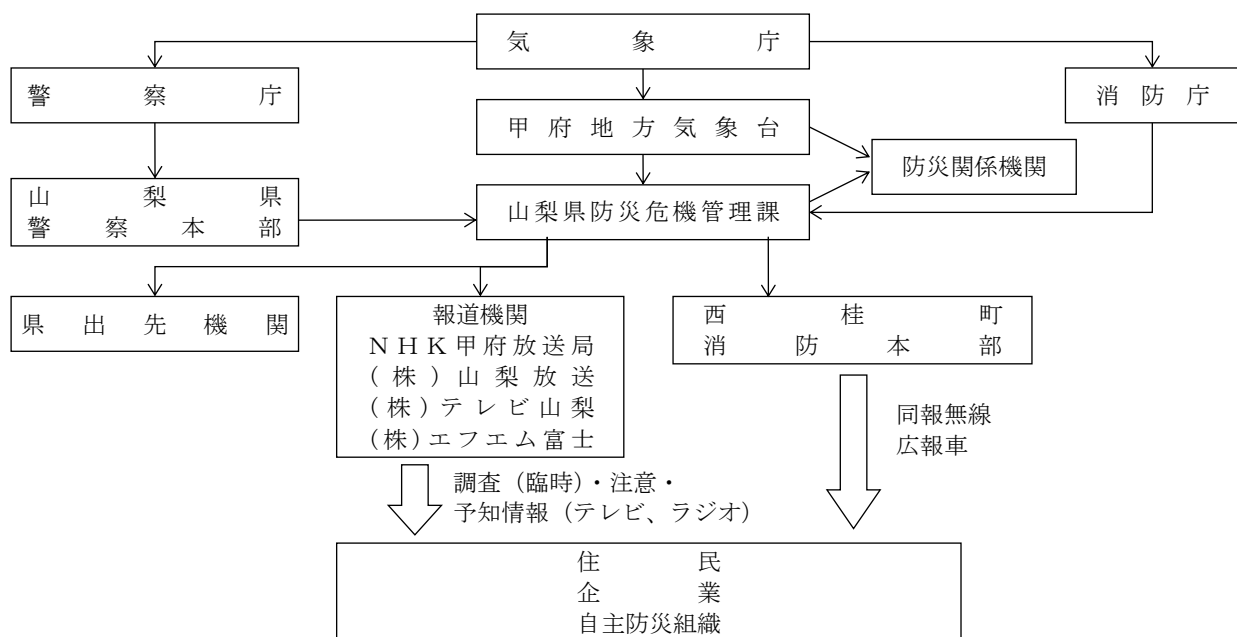
1 情報の種類及び内容

東海地震に関連する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

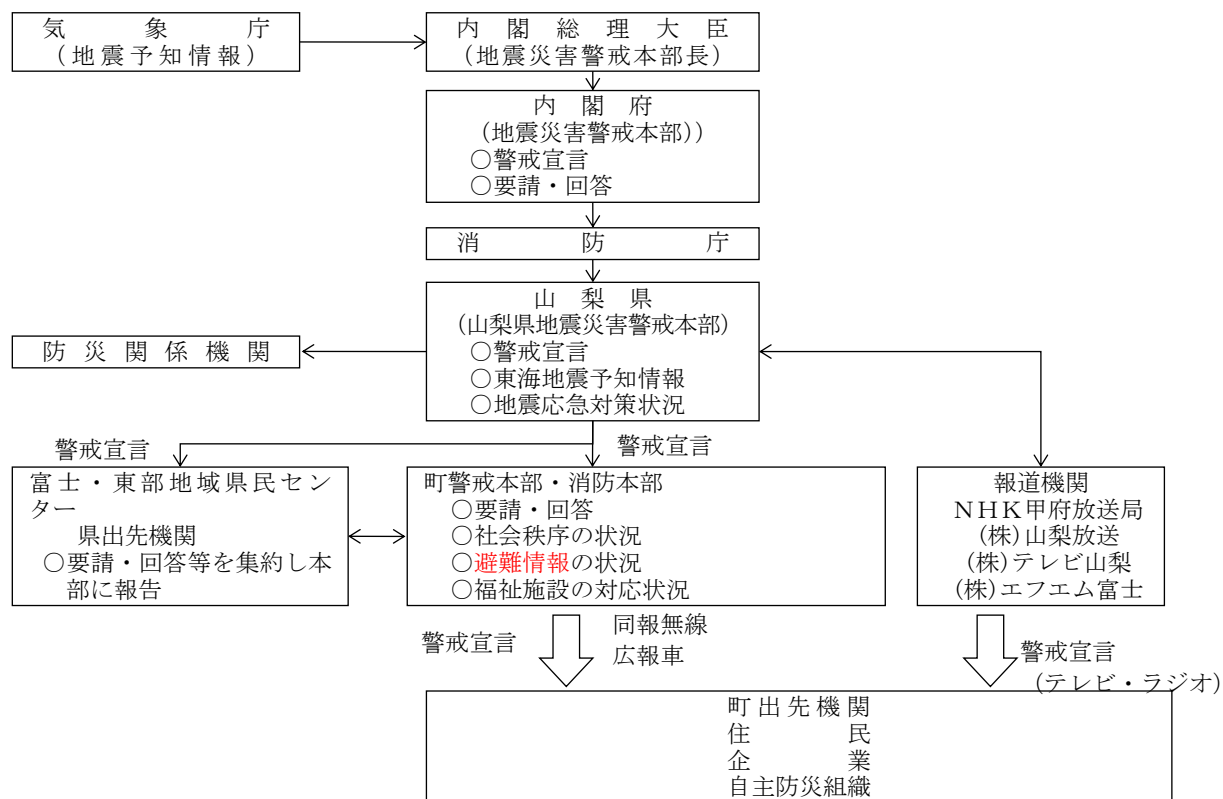
種 類	内 容
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。
警戒宣言	内閣総理大臣が東海地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣府から伝達される。

2 情報の連絡及び通報

(1) 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報

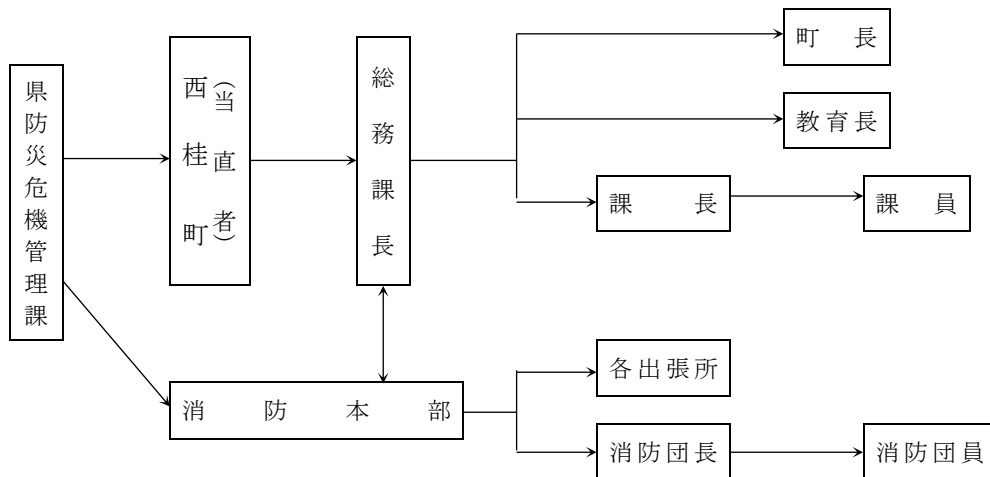


(2) 警戒宣言発令時の情報伝達

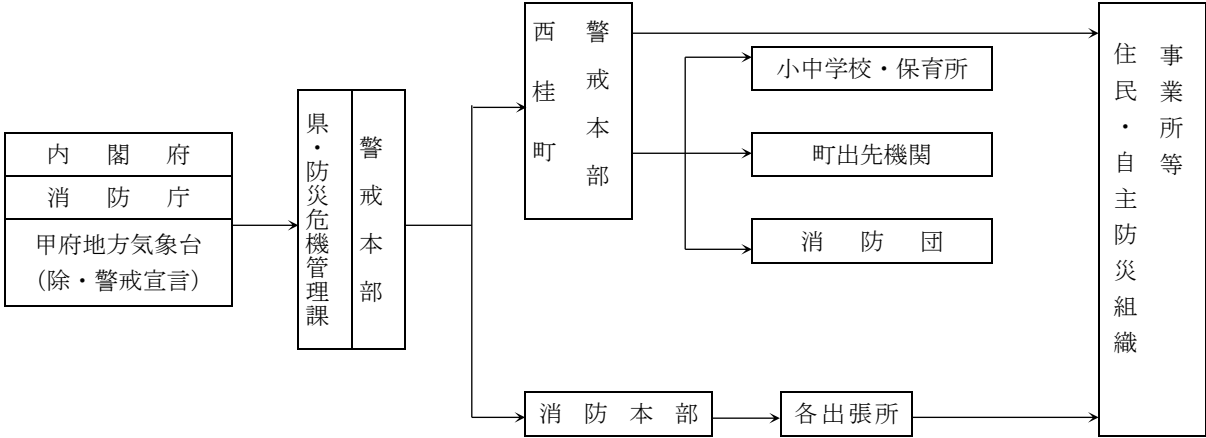


3 町域における伝達系統

(1) 警戒本部設置以前の勤務時間外



(2) 勤務時間内及び警戒本部設置後



第2 応急対策実施状況等の収集伝達

- 1 防災関係機関との情報収集伝達
町は、県、防災関係機関と相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集、伝達を行う。
- 2 収集、伝達の方法、内容等
 - (1) 関係機関等からの情報収集
町警戒本部は、防災関係機関等から次の情報等を収集する。

関係機関名	収集すべき情報
都留医師会	病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
大月警察署	通行規制の状況
富士急行三峠駅	運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に残留している旅客数
N T T 東日本（山梨支店）	利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況
日本赤十字社山梨県支部	緊急出動できる救護医療班の数
町福祉保健課	保育を停止した保育所数、保育所に残留している園児数
町教育委員会	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
避難所の施設管理者	避難状況
西桂町商工会	営業停止した主要店舗数

(2) 県警戒本部への報告

町警戒本部は、収集した情報を県警戒本部に報告する。

関係機関名			報告事項
県警戒本部設置状況	設置前	町→富士・東部地域県民センター→防災危機管理課	避難状況、救護状況、旅行者数（定期バス（施設構内の者を除く。）、通行規制等で停滞している車両数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部保健福祉事務所→福祉保健部→防災危機管理課	社会福祉施設を利用している高齢者数及び障がい者数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数
	設置前	町教育委員会→富士・東部教育事務所→県教育委員会→防災危機管理課	授業を停止した小学校・中学校の数、学校に残留している児童・生徒数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→防災危機管理課	私立病院の診療停止状況及び緊急出動できる救護医療班の数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	
	設置前	町→富士・東部地域県民センター→県産業労働部→県警戒本部	町内小売店舗の営業停止店舗数
	設置後	町警戒本部→地方連絡本部→県警戒本部	

第4節 広報活動【総務課】

第1 町の広報活動

警戒宣言等の地震予知に関する情報が発せられた場合の広報活動については、保有するあらゆる広報機能（防災無線、町ホームページ、広報車、サイレン、警鐘、エフエム甲府等）を活用するとともに、報道機関等の協力を得て、正しい情報を提供し、混乱の未然防止に努めるものとする。

1 広報内容

町は、次の事項について広報を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況③ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置④ ライフラインに関する情報⑤ 緊急時以外の電話の自粛⑥ 町内の生活関連情報⑦ 事前避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ⑧ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ⑨ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置⑩ 家庭において実施すべき事項⑪ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ⑫ 金融機関が講じた措置に関する情報⑬ 町の準備体制の状況⑭ その他必要な事項 |
|---|

2 広報手段

次の広報手段を活用し、広報を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 町防災行政無線② 緊急速報メール③ 広報車（消防車含む）④ 町ホームページ⑤ SNS⑥ 自主防災組織を通じた広報活動 |
|---|

第2 県の広報活動

県は、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報・東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報、主な交通機関運行状況及び交通規制状況、ライフラインに関する情報、家庭において実施すべき事項等について、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、広報車、インターネット、ヘリコプター、冊子など様々な広報手段により実施することとなっている。

第3 県警察の広報活動

県警察は、車両運転の自粛と運転者のとるべき措置、交通の状況と交通規制の実施状況、犯罪予防等のために住民のとるべき措置等について、広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用、ビラ、チラシの配布及び横断幕、立て看板等の活用等により広報することとなっている。また、新聞、テレビ、ラジオ等への積極的な協力を要請するとともに、状況に応じてヘリコプターによる警戒宣言発令の広報を実施する。さらに、駐在所等を利用した住民相談窓口を開設するものとする。

第4 防災関係機関の広報活動

1 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。

2 電力供給機関

報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

3 ガス供給機関

報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する広報を行う。

4 電気通信機関

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行う。

5 バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。

6 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。

7 その他防災関係機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。

第5節 避難活動【福祉保健課】

警戒宣言が発せられた場合、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第1 避難の実施責任者

避難指示をすることができる者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第1次的な実施責任者である町長を中心として相互に連絡をとり住民を安全な場所へ避難させるようにするものとする。

- (1) 町長（大震法第21条、災対法第60条）。
- (2) 知事又はその命を受けた県職員（大震法第21条、水防法第29条）
- (3) 水防管理者（水防法第29条）
- (4) 警察官（大震法第25条、災対法第61条、警察官職務執行法第4条）
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）

第2 避難情報の基準等

警戒宣言発令時における避難情報の基準等は、「警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地区（事前避難対象地区）の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき」である。

なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で病人等の避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。

第3 町が行う避難活動

1 避難情報及び警戒区域の設定

町長は、警戒宣言発令時には、事前避難対象地区の住民に避難情報を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定する。

2 自主防災組織への指示

町長は、警戒宣言発令時には、自主防災組織に対し次の指示を行う。

自主防災組織への指示事項

- ① 防災用具、非常持ち出し品及び食料の準備
- ② 避難先、避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 指定避難所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理への協力
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 介助が必要な高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者の避難救護
- ⑦ 耐震性の不十分な建物からの避難の勧め

3 外国人等に対する避難誘導等の対応

外国人等に対する避難誘導等については、広報車等による外国語放送、町ホームページへの外国語掲載など、適切な措置を講じる。

4 帰宅困難者及び滞留旅客対策

鉄道、バス事業者等の関係事業者と連携して、帰宅困難者及び滞留旅客の現状を把握するとともに、各種情報の提供、帰宅困難者・滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援の対策を実施する。

5 避難所における避難生活の確保

- (1) 町が設置した避難所には、情報連絡のため町職員（福祉保健対策部）を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。
- (2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等の協力によって準備する。
- (3) 食料等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意する。
- (4) 町は、旅行者等で滞り者となった者の避難生活について、関係事業者等（鉄道事業者等）と協議する。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。
- (6) 町は、要配慮者に配慮するとともに、重度障がい者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。
- (7) 避難所では自主防災組織単位で行動する。

資料編	● 2-1 指定避難所等一覧
-----	----------------

第6節 住民生活防災応急活動

【総務課、産業振興課、福祉保健課、建設水道課】

第1 食料及び生活必需品の調達

1 基本方針

警戒宣言発令時における食料及び生活必需品の調達の基本方針は、次のとおりである。

- ① 警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、原則として住民が自主的に確保する。
- ② 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。
また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには県と連携をとり緊急の措置を講ずる。
- ③ 町は、備蓄する物資が不足する場合等は、必要性や事態の緊急性に応じて、国や県に物資の供給等を求める。

2 調達の方法、品目等

一般災害編第3章第21節「食料供給対策計画」、第22節「生活必需物資供給対策計画」を準用する。

3 町の活動内容

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 緊急避難等で、非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
- (2) 防災備蓄倉庫の在庫状況の把握
- (3) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
- (4) 救助物資の受入場所の確保と受入体制の整備
- (5) 生活必需品の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、当該事態が起こった場合には、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。

第2 飲料水の確保、給水活動

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- 1 町は、緊急貯水を実施する。警戒宣言発令後は、一時的に大量の水道水が必要となるので、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要量の確保に努める。
- 2 住民に対して、必要量の飲料水を確保するよう広報を行う。
- 3 町は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び応急復旧作業等の実施体制の確立を図る。
- 4 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。
- 5 給水車、応急給水用資機材の点検及び給水体制の確立を図る。
- 6 水道工事業者等との協力体制を整える。

第3 医療活動

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- 1 町内各診療所は、地震発生に備え、自ら避難することが困難な者等の安全確保対策など地震防災応急対策を実施するほか、医薬品等の転倒防止対策・緊急調達、また医療救護班の編成等を行う。
- 2 町は、指定避難所等に、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備するなど医療救護所の開設準備を行い、受入体制について、富士・東部保健所に通知する。
- 3 町内医療機関の診療継続状況を把握する。
- 4 傷病者を搬送するための車両、要員を確保する。また、交通規制状況を把握する。
- 5 住民に対して、医療救護所、病院等の受入体制について広報を行う。

資 料 編	● 2-3	医療機関
	● 2-4	医薬品等の保管場所一覧表

第4 清掃、防疫等保健衛生活動

1 町の活動内容

警戒宣言発令時における町の活動内容は、次のとおりである。

- (1) 仮設トイレの準備を行う。
- (2) 清掃、防疫のための資機材を準備する。
- (3) 関係業者との地震発生時における協力体制の構築を図る。

2 住民・自主防災組織の活動内容

警戒宣言発令時における住民・自主防災組織の活動内容は、次のとおりである。

- (1) し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。
- (2) 必要に応じ、自主防災組織において清掃班を編成し、清掃、防疫のための資機材、仮設トイレを準備する。

第5 幼児、児童・生徒の保護活動

1 東海地震注意情報が発表されたとき

学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族児童・生徒等は、学校等において保護し、保護者の来校を待って引渡す。

2 警戒宣言が発令されたとき

学校等は、次の措置を講じる。

- (1) 授業（保育）又は学校行事を直ちに打ち切る。
- (2) 安全な場所に全員を誘導し、児童・生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。
- (3) 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食料等の措置については、町警戒本部との連絡のうえ、対策を講じる。

(4) 警戒宣言が登下校中に発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。

登下校中発令時の周知事項

- ① ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合する。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者（乗務員・添乗員・車掌等）の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。

(5) 授業（保育）終了時に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業（保育）又は学校行事を中止し、学校は注意情報又は予知情報が解除されるまでの間休校とする。

第6 自主防災活動

各自主防災組織は、注意情報発表時から災害発生時までの間、町等が実施する準備行動及び地震防災応急対策に併行して、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、次のような活動を実施する。

1 東海地震注意情報が発表された場合

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。

- (1) 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。
- (2) 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。
- (3) 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。
- (4) 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。
- (5) 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施に当たっては、町や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。

(2) 情報の収集・伝達

ア 町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。

イ テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。

ウ 避難応急対策実施状況について、必要に応じ町へ報告する。

(3) 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検の実施及び消防水利の確認をして、準備体制をとる。

(4) 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。

(5) 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかける。

- ア 家具の転倒防止
- イ タンス、食器棚等からの落下等防止
- ウ 出火防止及び防火対策
- エ 備蓄食料・飲料水の確認
- オ 病院・診療所の外来診療の受診を控える。

(6) 避難行動

- ア 事前避難対象地区の住民等に対して町長の**避難情報**を伝達し、速やかに資料編に掲載のあらかじめ定められた指定避難所に避難させる。避難後は避難状況を確認し、町警戒本部に報告する。
- イ 自力避難の困難な避難行動要支援者については、必要な場合には、町保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。
- ウ 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。
- エ 事前避難対象地区外であっても、耐震強度が不十分な家屋住民に対して、付近の安全な空地等へ避難するよう勧める。

(7) 避難生活

- ア 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。
- イ 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。
- ウ 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連絡を取り、その確保に努める。

(8) 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、町防災行政無線等により正確な情報を収集し、地区住民への伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。
- イ 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。

第7 家庭における防災活動

家庭においては、東海地震の関連する情報に応じて、適切な防災活動を実施する。

- 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合
町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、落ち着いて普段と同じような行動をとる。
- 2 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 地震発生に備え、次のような準備行動を実施する。
 - ア 不要不急の旅行、出張の自粛
 - イ 自動車の使用を控える。
 - ウ 食料・飲料水等の確保
 - エ 浴槽等への水の汲み置き
 - オ 家族同士の連絡方法の確認
 - カ 室内の家具の固定
 - キ その他必要な準備行動の実施
 - (2) 町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

(1) 地震発生に備え、日頃の防災訓練の経験を生かして、慌てずに落ち着いて次のような行動を実施する。

ア 崖崩れ等の危険箇所及び耐震性のない建物からの避難

イ 飲料水の貯え、食料・医薬品・懐中電灯・ラジオ等の非常持ち出し品の確認

ウ 火元の点検、破損・転倒しやすいものの点検の実施

エ 避難先の確認

オ 屋根の修理等の危険な作業を控える。

カ 交通規制等が実施されるため、自動車の使用を控える。

キ その他必要な防災行動の実施

(2) 町防災行政無線、テレビ・ラジオ等の情報に十分に注意し、正確な情報の把握に努める。

(3) 避難行動要支援者は、家族と、あるいは自主防災組織等の協力によって、避難所等に避難する。

第7節 防災関係機関の講じる措置【総務課】

第1 電力（東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社）

- 1 東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社非常災害対策本部を設置するものとする。
- 2 東海地震注意情報が発せられた場合
 - (1) 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施するものとする。
 - (2) 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立するものとする。

また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努めるものとする。
 - (3) 仕掛けり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施するものとする。
 - (4) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (5) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。
- 3 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 仕掛けり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施するものとする。
 - (2) 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じるものとする。
 - (3) ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行うものとする。

第2 通信（電気通信事業者）

- 1 東海地震注意情報が発せられた場合は「情報連絡室」、警戒宣言が発せられた場合は「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じるものとする。
- 2 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供するものとする。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施するものとする。
- 3 通信のそ通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずるものとする。また、利用者に対し、通信のそ通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めるものとする。

第3 ガス（ガス供給機関）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合

ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立するものとする。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) ガスの供給継続を確保する。
 - (2) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。

- (3) ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (4) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (5) 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓（容器弁）の閉止、発災時のガス栓（容器弁）の即時閉止について広報を行う。

第4 金融機関

山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講じるよう要請することとなっている。

1 東海地震注意情報が発表された場合

平常どおり営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じるものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。

ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止するものとする。

※注 (1)は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの

- (2) 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止することとなっている。
- (3) 上記の(1)及び(2)の場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで現金自動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障を来さないような措置を講じるものとする。
- (4) 郵便局については、日本郵便株式会社と警戒宣言発令時の郵便貯金自動預払・稼働措置について協議を行い、県内郵便局に対して同措置を講じるよう要請を行うものとする。
- (5) 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じるものとする。
- (6) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。
- (7) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図るものとする。

3 発災後

- (1) 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化等の措置をとるものとする。
- (2) 預貯金の払戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により、払戻しの利便を図るものとする。
- (3) 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸出しに応ずる措置をとるものとする。
- (4) 手形交換又は不渡処分 of 取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従うものとする。

- (5) 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また、保険料の払込みについて適宜猶予期間の延長措置を講じるものとする。
- (6) 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図るものとする。

第5 鉄道（富士急行株式会社）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 平常どおり運行を継続するものとする。
 - (2) 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するものとする。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
 - (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施するものとする。
- 2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合
 - (1) 列車内、駅内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行うものとする。
 - (2) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
 - (3) 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させるものとする。

路 線 名	停 車 駅
富士急行線	三ツ峠駅

- (4) 駅施設の旅客及び駅に停車した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として列車内又は駅舎内に待機させる。児童・生徒等については、学校と連絡をとり、対応を協議するものとする。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行う。食事の斡旋が不可能となったときには、関係自治体に食事の斡旋の援助を要請する。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ関係自治体と協議しておくものとする。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、当該市町村の定める避難所に避難させるものとする。
- (5) 病人発生等緊急を要するときは、応急措置を行い、指定救急医療機関に収容するものとする。
- (6) 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をするものとする。
- (7) その他滞留旅客の保護のため必要な事項は、当該市町村と連携した対策を行うものとする。

第6 バス（富士急山梨バス株式会社等）

- 1 東海地震注意情報が発表された場合
 - (1) 平常どおり運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するものとする。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知するものとする。
 - (2) 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施することとなっている。
 - (3) 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施す

るものとする。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- (1) 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達するものとする。
- (2) 警戒宣言発令の情報を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に滞在先を教示する。児童・生徒等については、スクールバス運転手等は、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとるものとする。

第7 医療機関

1 医療機関の措置

病院対策部は、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時においては、次の基準に従って適切な措置をとるものとする。また、町は、町内医療機関の措置については、都留医師会又は富士吉田医師会を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入は原則として制限する。

なお、外来患者の受入を制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講じる。

イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講じるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じる。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。

エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講じる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施する。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下等の安全措置を講じるとともに、患者、職員等の安全確保措置を継続しながら、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。

イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。

ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。

2 住民への広報

町は、医療機関における外来患者の受入は、原則として東海地震注意情報発表時には制限され、また東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは中止になるので、住民に対して外来診療は控えるよう、広報車、町ホームページ等を活用し、また自主防災組織を通じて、理解と協力を求める。

第8 小売店舗等

1 小売店舗等に対する依頼

町は、小売店舗等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時には次の措置を行うよう、西桂町商工会等を通じて依頼する。

(1) 東海地震注意情報が発表された場合

ア 小売店舗等のうち、食料・飲料水・生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあつては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知することとする。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知することとする。

イ 営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講じるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じることとする。

(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

ア 小売店舗等のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であつて、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。

イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知するものとする。

ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じるものとする。

2 住民への広報

町は、住民に対して、不要な買い物や買い占めの自粛等、冷静な行動をとるよう、広報車、町ホームページ等を活用し、広報を実施するものとする。

第9 県・町社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会

- 1 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立するものとする。
- 2 ボランティアの総合受付、調整等を行うものとする。
- 3 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供するものとする。
- 4 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行うこととする。

第8節 交通対策【総務課、建設水道課】

注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。

なお、町は、県警察が行う交通対策と連動して、住民に対して①テレビ等による交通情報等の視聴、②不要不急の旅行の自粛、③車両運転の自粛、④運転者のとるべき措置等について、広報車、町ホームページ等の活用により、広報を行う。

第1 交通規制等

1 基本方針

(1) 注意情報発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられたときの交通規制等の状況を広報する。

(2) 警戒宣言発令時

警戒宣言発令時における交通規制等の基本方針は、次のとおりである。

- ① 町内での一般車両の走行は極力抑制する。
- ② 町内への一般車両の流入は極力制限する。
- ③ 町外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。
- ⑤ 高速自動車道については、一般車両の町内への流入を制限する。

2 交通規制計画の策定

次に掲げる道路について、県警察は、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画をあらかじめ定める。

- (1) 警察庁が指定する広域交通規制対象道路
- (2) 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路
- (3) 高速自動車道（インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと）
- (4) 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- (5) 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- (6) 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- (7) その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

3 交通規制の実施

- (1) 交通規制の実施に当たっては、県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき速やかに実施するものとする。
- (2) 県警察は、交通規制の実施に当たっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行うものとする。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行うものとする。

第2 運転者のとるべき措置

注意情報発表時及び警戒宣言発令時には、運転者は次の措置をとるよう、周知徹底を図る。

1 走行車両の行動

走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(1) 注意情報発表時

ア 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 不要不急の旅行や出張等を自粛すること。

(2) 警戒宣言発令時

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。

やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはかけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

2 避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しないこと。

第3 道路啓開

町は、警戒宣言が発せられたときは、県警察と連携して一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を有効適切に実施する。

第4 交通検問

警戒宣言が発せられたときは、県警察は、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急輸送車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施するものとする。

第5 交通情報及び広報活動

1 東海地震注意情報が発表された場合

(1) 注意情報が発表されたときは、町は、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。

(2) 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。

2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

警戒宣言が発せられたときは、町は、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。

第9節 事業所等対策計画【総務課】

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、町域内の一定規模の事業所等は、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出る。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置をあらかじめ定めるものとする。町においても、事業所等に対して必要な情報の伝達、要望等を行うものとする。

なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。

第1 東海地震注意情報が発表された場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針
 - (2) 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - (3) 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - (4) 避難誘導の方法、避難路等の確認
- 2 顧客、従業員等への対応
 - (1) 注意情報の発表の周知、内容の説明
 - (2) 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容
 - (3) 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

第2 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合

- 1 施設内の防災体制の確立
 - (1) 原則、施設の利用・営業等中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。
 - (2) 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明
 - (3) 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。
 - ア 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備
 - ウ 顧客、利用者等への避難誘導の実施
- 2 従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等のかんがみ、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。

第3 町の措置

町は、平素から、また東海地震の関連情報が発表されたときは、「広報にしかつら」、町ホームページ、広報車等を活用して、事業所等に対して次の対策を実施する。

- 1 平常時の措置

町は、消防署と連携して、事業者等に対して平素から次の地震防災応急対策の実施を推進するよう指導する。

 - (1) 施設・設備の安全対策の推進
 - (2) 警戒宣言発令時等における行動指針等の防災教育
 - (3) 徒歩による帰宅訓練の実施

(4) 従業員用の食料、飲料水等の備蓄

(5) 防災訓練の実施

2 東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときの措置

町は、東海地震注意情報、東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられたときは、必要により次の措置を行うよう、事業者等に対して要請、要望、周知を図る。

(1) 要請、要望事項

ア 施設・設備の転倒防止措置、看板等の落下防止措置、ガラス飛散防止措置等の適切な安全対策の実施

イ 早期退社の勧め

ウ 従業員への道路交通規制状況・公共交通運行状況等の周知

エ 自家用車による出勤、帰宅等の自粛

(2) 周知事項

ア 避難場所及び避難所等の指定場所

イ NTT東日本やNTTドコモ等の電気通信事業者が地震発生時に設置する災害用伝言ダイヤル、iモード災害用伝言板の利用方法

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 計画作成の趣旨

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）において、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了）が発表された場合にとるべき対策を定める。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、当町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、本編第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとする。

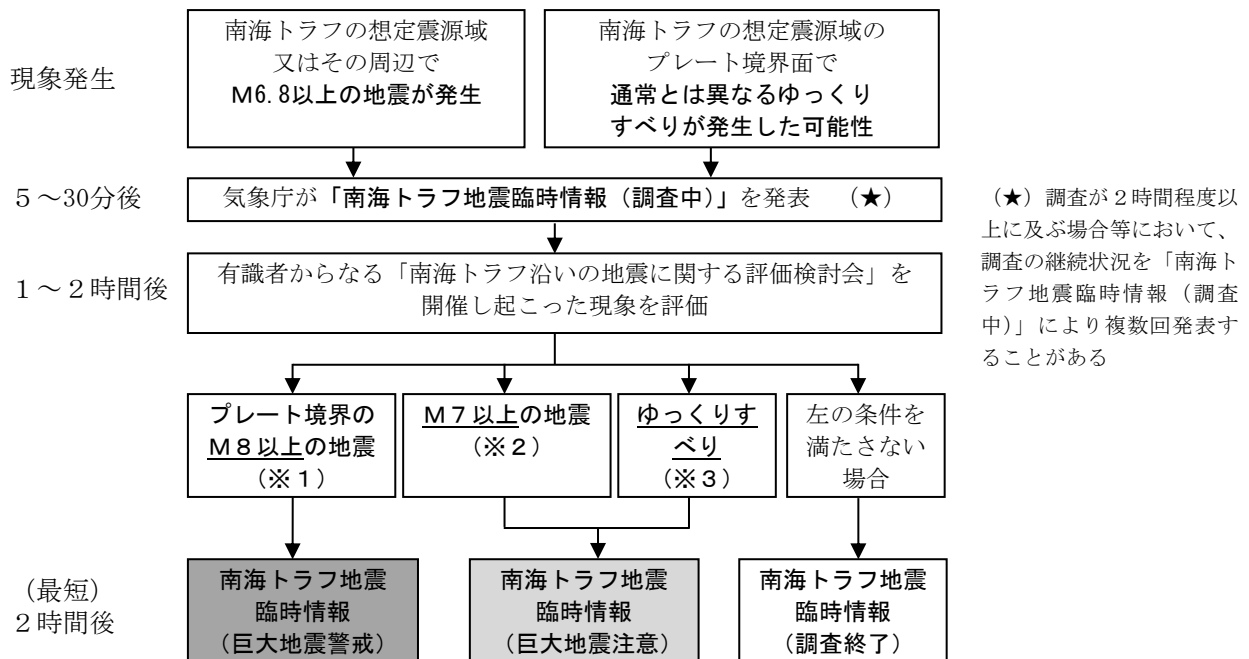
第3 基本的な考え方

国の想定によると、南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震は、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いが、仮に発生すれば、東日本大震災を越える甚大な人的・物的被害をもたらすとともに、我が国全体の国民生活・経済活動に極めて深刻な影響が生じる、まさに国難とも言える巨大災害になるとされている。

本計画は、南海トラフ地震等の広域災害に伴う被害の発生に対して、「人命を守る」ことを最大の目標に、住民一人一人ができる限り被害を減少させるよう「減災」の考え方に基づいて「自助」の取組を推進するとともに、地域や事業所等における「共助」の取組を促進し、町及び県による「公助」との連携・協働を図るため、住民、地域及び防災関係機関のとるべき基本的事項を定める。

第2節 南海トラフ地震臨時情報等について

南海トラフ地震臨時情報の流れは以下のとおり。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

第1 情報の種類と発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

第2「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※¹でマグニチュード6.8以上※²の地震※³が発生 ○1ヵ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり※⁴が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※ ⁵ 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震※²が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：南海トラフの想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

※5：断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴をもっている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動 【全課】

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。

第1 町の体制

南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の町の体制は、以下の体制とするほか、本編第3章第1節「応急活動体制計画」、第2節「職員配備計画」によるものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合には、第一配備をとるものとし、発表された情報の共有、情報収集や連絡体制の確認等の所要の準備を始める。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合

町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合には、第二配備をとるものとし、応急対策の確認など、地震への備えを徹底するものとする。第二配備要員は、速やかに自己の所属又はあらかじめ指定された場所に参集する。

また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、第三配備（全職員配備）とし、町災害対策本部を設置するものとする。

第2 住民への広報

町は県と連携して、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたときは、住民等に対して再確認を目的とした呼びかけ等を行う。

（呼びかける今後の備えの例）

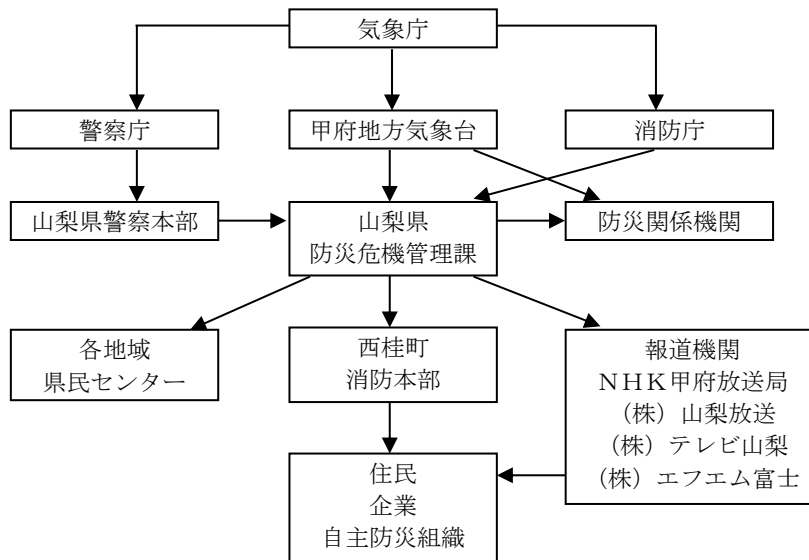
- ・家具の固定・避難場所、避難経路の確認・家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認

第4節 時間差発生等における円滑な連絡周知体制の確保等【全課】

第1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の連絡体制は以下のとおり。



第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については以下のとおり。

1 町の広報活動

町は町地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。

広報は、広報車、町防災行政無線、サイレン、半鐘、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットを通じた情報提供によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。

また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町、県及び防災関係機関は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報の収集体制を整備するものとする。

3 避難所の運営

本編第3章による。

4 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

5 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

6 交通

(1) 道路

町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

7 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置及び体制を定めるものとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

<留意事項>

- ・ 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- ・ 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 保育所、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

- ・ 児童生徒等に対する保護の方法
 - ・ 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 町災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 町災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

8 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第5節 地域防災力の向上に関する計画【総務課】

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想され、被災地域外からの早期支援が期待できない場合も考えられ、まずは自立した災害対応を行うことが必要であることから、住民一人一人による防災対策の実践に加え、住民、企業、自主防災組織、NPO等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が重要である。

第1 自主防災組織の災害対応能力の向上

南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、多数の死者・負傷者の発生も想定される。さらに、内陸型地震とは異なり被害が広域に及び極めて甚大となるため他地域からの援助が相当の期間困難となることが想定される。

このような南海トラフ地震の特性を踏まえ、町、県及び消防本部は、本編第2章第6節「防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進」の内容に加え、特に次の行動を重点的に実施し自主防災組織の災害対応能力の向上を図る。

- 1 南海トラフ地震の特性及びその対策についての知識の普及
(他地域からの援助が相当の期間困難になることの周知など)
- 2 自主防災組織が主体となり実施する訓練に対する支援
(特に避難所運営訓練、避難所生活体験への支援)
- 3 長期の孤立や物資不足時に活用可能な地域の人的・物的資源の事前確認
(ワークショップ形式による地域防災マップの作成による各種防災関係資機材の保有者・医療従事経験者・井戸の位置の確認等)
- 4 自主防災組織同士の連携の促進
(交流会の開催、自主防災組織連絡協議会の設立促進等) 等

第2 事業所等の災害対応能力の向上

南海トラフ地震は、広域的かつ甚大な被害が予想されるため、個々の事業所等の被災に加え、流通の停滞等による生産への影響も懸念され、広範囲で事業活動に支障が及ぶおそれがあるので、事業活動の維持・再開は地域経済等の維持にとって重要な課題になる。

南海トラフ地震による事業所等の被害を最小限にするため、事業継続計画（BCP）の作成、各種防災関係資機材や備蓄食料の確保、従業員の帰宅困難化対策等、災害対応能力の向上が一層重要となる。

また、地域防災力の向上のためには、被災時における地域コミュニティとの連携など防災活動への事業所等としての協力体制の確立も一層重要である。

町においては、これらの活動を推進するため、日頃から、事業所等との情報交換や連携を進める。さらに、町は、町内に立地する企業・事業所が、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、事業の継続等）を十分に認識し、防災活動の推進に努めるよう促すとともに、被災後速やかに事業を再開できるよう、事業継続計画（BCP）の策定等を支援する。

1 企業・事業所の役割

企業・事業所（以下、「事業所等」という。）は、災害時に果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、町、国及び県が実施する施策に協力して各事業所等において防災活動の推進に努めなければならない。

2 町の役割

町は、地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等を行う。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかける。

3 商工団体等の役割

事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

また、会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発するとともに、行政等の支援策等情報の会員・組合員等への周知に協力する。

第6節 関係者との連携協力の確保【建設水道課、総務課】

第1 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

第2 他機関に対する応援要請

- 1 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は本編第2章第5節「広域応援体制整備計画」のとおり。
- 2 町は必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第3 帰宅困難者への対応

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- 2 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第7節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

【総務課、福祉保健課、産業振興課】

第1 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、避難情報は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令する。

種別	基 準
高齢者等避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表されたとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）若しくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

第2 避難情報の発令基準

- 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定する。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
 - 地域の範囲
 - 想定される危険の範囲
 - 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - 避難場所に至る経路
 - 避難情報の伝達方法
 - 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難情報があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。
- 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておく。
 - 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
 - 町より避難情報が行われたときは、1に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
 - 地震が発生した場合、町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(実施体制の検討に当たって配慮すべき事項)

ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること

イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

5 避難所における救護上の留意事項

(1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

ア 収容施設への収容

イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給

ウ その他必要な措置

(2) 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

ア 流通在庫の引き渡し等の要請

イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ その他必要な措置

6 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第3 水道、電気、通信関係

水道、電気、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、一般災害編第3章第30節「生活関連事業等の応急対策計画」による。

第4 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置は概ね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 医療機関等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

(ア) 町への通知

(イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町は、1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第5 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第8節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【建設水道課】

- 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化
- 2 避難所等の整備
- 3 避難経路の整備
- 4 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- 5 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- 6 通信施設の整備
 - (1) 町防災行政無線
 - (2) その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定め、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

第9節 防災訓練計画【全課】

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - (3) 災害の発生の状況、避難情報、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画【全課】

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第1 町職員に対する防災知識の普及

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災知識の普及を図る。防災知識の例は次のとおり。

- 1 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識
- 2 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識
- 3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 4 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- 5 南海トラフ沿いで発生する地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 膨大な数の避難者の発生
 - (3) 被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響
 - (4) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (5) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (6) 帰宅困難者や多数の孤立集落の発生
 - (7) 復旧・復興の長期化
- 6 地震に関する一般的な知識
- 7 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 8 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 9 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 10 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する防災知識の普及

町は、関係機関と協力して、防災マップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する防災知識の普及を図る。

防災知識の普及は、地域の実態に応じて地域単位や事業所・職場単位等で行うものとし、その内容は、次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 地震発生時における地域の災害危険箇所

- 3 過去の地震災害の事例及びその教訓
- 4 地域の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難情報の発令基準など避難に関する知識
- 5 家庭における災害予防や安全対策（食料や生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備等）
- 6 災害発生時の行動（家族の安否確認、出火防止等）
- 7 緊急地震速報の受信及び対応
- 8 住宅の耐震診断・耐震改修の必要性（家具の固定、ブロック塀の倒壊防止対策等を含む）
- 9 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に、次の点に留意したもの
 - (1) 広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害
 - (2) 被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足
 - (3) 電力・燃料等のエネルギー不足
 - (4) 帰宅困難者や孤立集落の発生 等

第3 学校教育における地震防災上必要な防災知識の普及計画

町及び学校等においては、阪神・淡路大震災及び東日本大震災等の地震災害を踏まえ、次の事項について、関係職員及び児童・生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

- 1 教育・指導（防災訓練の実施を含む。）の内容
 - (1) 南海トラフ巨大地震等に関する知識
 - (2) 地震及びそれに伴う原子力災害に関する一般知識
 - (3) 地震発生時の緊急行動
 - (4) 応急処置の方法
 - (5) 教職員の業務分担
 - (6) 児童・生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
 - (7) 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法
 - (8) ボランティア活動
 - (9) その他
- 2 教育・指導の方法
 - (1) 教育活動全体を通じた児童・生徒等への地震防災教育
 - (2) 研修等を通じた教職員への地震防災教育
 - (3) P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底
- 3 その他
防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

第4 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第 1 1 節 支援・受援体制の整備【総務課】

町は、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第 1 相互応援体制の整備

町は、常時から相互に協定を締結するなどの連携強化に努める。また、企業やNPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努める。

さらに、大規模災害が発生した際に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、防災総合訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

なお、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、西桂町受援計画を策定している。

- 1 町は、県や他の市町村への応援要求を迅速に実施できるよう、あらかじめ災害対策上必要な資料の交換を行うほか、県や他の市町村と連絡先の共有を徹底するなど、応援体制を整える。
- 2 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 3 町は、相互応援協定の締結に当たって、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 4 町は、広域防災体制の確立を図るために、県が行う広域防災拠点のあり方（場所、備蓄庫、ヘリポート等の機能）の検討について、必要な協議を行う。

第 2 支援体制の整備

1 人的支援体制の整備

町は、保健師、土木、水道関係等、派遣可能な専門職員の人数をあらかじめ把握するなど、災害時に被災地へ迅速に職員を派遣できる体制を整備する。

2 被災者受入体制の整備

町は、大規模災害の発生や原子力発電所事故による大量の被災者を受入れる体制・整備を県と連携して進める。

第 3 受援体制の整備

町は、町内において災害が発生し、町又は県では応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

1 災害時に要請する応援業務

町は県と連携し、災害時に要請する応援業務（人の派遣、物資の供給、避難所の運営等）を整理しておくようにする。

2 受援環境の確保

町は、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

第 4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については、本編第 2 章第 7 節「災害ボランティア育成強化計画」に基づくこととする。

第 1 2 節 広域避難対策【総務課】

町及び県は、山梨県における被害が軽微な場合は、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

第 1 広域避難者の受入体制の整備

町は、県と連携し、山梨県における被害が軽微な場合、甚大な被害を受けた近隣都県等からの避難者の受入及び生活支援を行う。

南海トラフ巨大地震等の発生や原子力発電所事故等による大量の被災者を受入れるための体制整備を県、関係市町村と連携して進める。

また、大量の被災者を長期間受入れる場合、賃貸住宅の斡旋等について事業者と協議を進める。

第 2 広域避難者への対応

町への避難者に対しては、町は、県、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、避難者のニーズをきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続きなど生活全般について「とことん親切に対応」する。

また、避難所における避難自治体が被災者の所在地等の情報を共有する仕組みを円滑に運用する。